

歴代史略下

第一章

サロモン、ガバオンにて犠牲を献ぐ—サロモン智慧を選びしに由り
天主之を彼に賜う。

一 さてダヴィドの子サロモン、その王權に力を得たり。主その天主
 之と共に在して、甚だ之を大ならしめ給えり。1)ニサロモンすべての
 イスラエル人、千夫長、百夫長、諸侯、2)イスラエル全國の裁判官3)
 諸々の家長等に命じて、三全會衆と共にガバオンの高き處、即ち天
 主の下僕モイゼが荒野にて造りし、主の契約の幕屋のある所に行け
 り。四されど天主の櫃は、ダヴィド、カリアテイアリムより、之に
 備えてその爲に天幕を張りたる處、即ちイエルサレムに携え行きた
 り。4) 但フルの子なるウリの子ベセレールが造りし5) 青銅の祭壇
 は6) 其處にある主の幕屋の前にありしかば、サロモン全會衆と共に

第一章 1)王上三・

一。2)—いろいろいるな

偉い人達。—3)代上

二三・四によれば、

大部分レヴィ人であ

つた。—4)母下六・

一七。代上一六・一。

5)出三一・二。三七

・一以下。三八・一

以下。—6)燔祭壇。

律法規定の燔祭は、

六 これを訪えり。六しかしてサロモン、主の契約の幕屋の前にある青銅の祭壇に上り、その上にて犠牲一千を献げたり。七然るに視よ、その夜⁷⁾ 天主彼に現れて曰いけるは、「汝の欲するものを求めよ、さらば我之を汝に與えん。」八サロモン天主に云いけるは、「汝はわが父ダヴィドに大いなる御恩恵を施し、且我を立てて彼に代る王となし給えり。九されば今、主なる天主よ、願わくは汝がわが父ダヴィドに約して曰える所を履行し給え。盖は汝、我を王となして、地の塵の如く數知れぬ多くの民を治めしめ給えばなり。一〇我が汝の民の前に出入し得るよう。8) 我に智慧と理解力とを與え給え。夫れ、かくも大いなるこの汝の民を、誰かよく裁くを得べき。」と。9) 二時に天主サロモンに曰いけるは、「この事最も汝の心に適い、汝、富をも、所有物をも、榮譽をも、汝を憎む者共の生命¹⁰⁾ をも、また長壽をも求めずして、わが汝を王に立てて治めしめたるわが民を裁くを

ただこの祭壇上でのみ献げることができた。他の所に祭壇を築いて、犠牲を献げ得るのは、ただ天主の直接か預言者達による間接かの御指令がある場合のみで、その例はイスラエル史上にただ數回あるだけ。代上二一・二八以下参照。一七) 犠祭の後。一八) 我が正しく行動し得るよう。一九) 王上三・九。智九・一〇。一〇) 原語 *animas* 「靈魂」。

二 得ん爲に、智慧と知識とを請いたるに由り、一三 智慧と知識とを汝
 に與う。また我は、汝の前にも汝の後にも、汝に匹敵う王一人も
 一三 あらざるほどの、富と所有物と榮譽とを汝に與えん。」と。一三 是
 に於いてサロモン、ガバオンの高き處、契約の幕屋の前を去りて
 一四 イエルサレムに至り、イスラエルを治めたり。一四 しかして彼は已
 が爲に戦車と騎兵とを集め、戦車一千四百、騎兵一万二千を有す
 るに至れり。彼乃ち之を戦車の邑々¹¹⁾及びイエルサレムにある王
 一五 の許に置きぬ。¹²⁾ 一五 王またイエルサレムに銀と金とを石の如くに
 一六 杉を平野に數多生ずる無花果樹の如くにあらしめたり。一六 馬は王
 の商人等が、エシプトより、コアより、彼の許に引き來れり、彼
 一七 等が行きて買入れし値段は、一七 馬四頭曳の戦車一輛は銀六百枚、
 馬一頭は百五十枚。¹³⁾ へト人¹⁴⁾のすべての國やシリアの王等より
 も、同様にして買入を行えり。

11) 厩舎のある町々。こ
 れらはわけても牧場の
 十分にある國の南部地
 區にあつたのであるらう
 12) 王上一〇・二六。
 13) これに就いてはヨゼ
 フが銀二十枚で賣られ
 キリストが銀三十枚で
 敵に付され給うたこと
 を思い合せよ。
 14) 近代に至つて発見せ
 られた、ペルシヤのフ
 エニキア支配時代の貨
 幣には、チロ地方の住
 民は、へト人であつた
 ことが記してある。

第二章

サロモン、ヒラムに使者を遣し、工人と木材との送附方を依頼す。

一 さてサロモンは主の御名¹⁾の爲の家と、己が爲の宮殿とを建てんと思ひ
 定めたり。二 彼乃ち荷を負う者七万人、山にて石を切る者八万人、及び是
 等を監督する者三千六百人を數え分てり。三 彼またチロの王ヒラムの許に
 云い遣りけるは、「汝わが父ダヴィドに對して爲し給いし如く、即ち彼に
 その住む家を建つべき杉の材を送りし如く、²⁾ 四 我に對しても亦然なし給
 え。これ我が主わが天主の御名の爲に家を建てて之を獻げ、その御前に香
 を焚き、馨しき香料を薫じ、また常にパンを供え、朝夕、及び安息日、新
 月、ならびに主我等の天主の祝典の時などに、燔祭を獻げて代々に及ぼす
 を得んためなり。是等はイスラエルに命ぜられし事なればなり。五 夫れ、
 わが建てんと欲する家は大なり、蓋は我等の天主はすべての神々に優りて
 大なればなり。六 然らば誰か能く彼の爲に相應わしき家を建つるを得べき。

第二章 一)「主

の御名」とは

天主御自身の

御稜威と御聖

徳との最も簡

単なあらわし

方で、その御

本質のことと

ある。申二八

・五八参照。

2) 王上五・二。

七 天も、諸天の天も彼を容るる能わざるに、我何者なれば彼の爲に家を建つるを得んや。ただ彼の御前に香を焚く、その爲のみ。3) 七されば、金、銀、青銅、鉄の細工、及び紫布、紅布、青布の製造を心得、彫刻の技を辨えたる熟練者を我に遣り、わが父ダヴィドが用意しおきし、わが許にあるユデアとイエルサレムの工人等と與ならしめ給え。 八 また杉、樅、松の材をリバノンより我に送り給え、我は寔に汝の僕等がリバノンの材を切るに巧なるを知るなり。わが僕等も汝の僕等と共にありて、 九 わが爲に木材を豊かに備うべし。蓋し、わが建てんと欲する家は、甚だ壯大美麗なるべければなり。一〇 我は木を切る汝の僕の働く者に、食糧として小麥二万コル、⁴⁾ 大麥同量、葡萄酒二万量、また油二万サタ⁵⁾を與えん。」と。二時にチロの王ヒラム、サロモンに送りし書の中に曰く、「主はその民を愛し給うにより、汝を王となして彼等を治めしめ給えり。」 一ニ 更に附加えて曰く、「稱うべきかな、天地を創造り給える主イスラエルの天主、⁶⁾ そはダヴィド王

3) 主の御住居としてではなく、たゞその崇敬の場所としてのみ。
 4) コル（又はコメル）は、乾燥した物の最大の柵目。
 5) サタ、即ちバトまたはエファは、コルの十分の一量で、液体をはかる最大の柵目。
 6) ヒラムがイスラエルの天主を萬

一三
に、智慧と知識と聰明と賢慮とを具えたる子を授け、之をして主の爲の家と、己が爲の宮殿とを建てしめ給えばなり。一三されば我は汝に、賢くして最も知識に富む人、

一四
わが父のヒラムを遣したり、一四是はダンの娘等の一人なる女の息子にして、その父はチロの人なり。彼は金、

銀、青銅、鉄、大理石、木などの細工、また紫布、青布、上亞麻布、紅布の製造を心得、且あらゆる彫刻をなし、

汝の工人等及び汝の父、わが主君ダヴィドの工人等と共に、すべて工事に必要なる物を巧みに工夫することを知

一五
る。一五さればわが主君汝が約し給える、小麦、大麥、油、及び葡萄酒を汝の僕等に遣り給え。一六我等は汝が要し給

一六
うだけの材をリパノンより切り出し、之を筏に組みて海路ヨツペの)に送らん。之をイエルサレムに搬ぶは汝の方

物の創造主として讚美したということだけでは、まだ彼がイスラエルの宗教に帰依していたとの證據にはならないが、彼が天主についてのユデア人の見解を知つており異教徒ながら自分もこれを崇めていたことの證左にはなる。そういう考えを彼はサロモンの前で云いあらわすのである。7)工人ヒラムがここでチロの王の父(すなわち名匠という尊稱に等しい)とよばれ、四・一六でサロモンの父と稱せられているのは、兩王が彼に對して抱いていた敬意を表するため。1)母方がイスラエル族の出9)ヨツペは昔からイエルサレムの港であつた。

一七 にてなし給うべし。」と。一七 サロモン、その父ダヴィドが爲したる調査に倣いて、イスラエルの國に在る異邦人¹⁰⁾を悉く算えたるに十五万三千六百人なること知れたり。一八 よりて彼その七万人を肩に荷を負う者となし、八万人を山¹¹⁾にて石を切る者となし、三千六百人を民の働きの監督となせり。

第三章

聖殿の構造と裝飾—智天使、幕、柱など。

一 やがてサロモンは、その父ダヴィドが示されし、イエルサレムにあるモリア¹⁾山中の、ダヴィドがイエブス人オルナンの打禾場²⁾に用意したる場所に、主の家を建て始めたり。³⁾その建て始めたるは、彼が治世の第四年第二月なり。⁴⁾さてサロモンが天主の家を建てんとて据えたる基礎³⁾は次の如し。長さは舊の物差⁴⁾にて六十クビト、幅は二十クビト。⁵⁾また前面の玄關は、家の幅の寸

10) 代上二二・二。
11) ユダの南にある。

第三章 1) 創二二・二。
シオンの北方にある山
2) 王上六・一。母下二
四・二五。代上二一・
六。—3) 定めた設計図。
4) 即ち聖なるクビト、
又はモイゼのクビトと
稱せられた昔の長さの

五 法に循したがいて、長ながさ二十クビトに及および、高たかさは百二十クビトなりき。
 彼かれ、その内ない部ぶを純じゆん金きんもて覆おほえり。五 又また大おほいなる家いえの)は縦もみの材きの
 板いたもての)張はり、全すべ部て之これに純じゆん金きんの板いたを被きせ、且かつそれに棕しゆろ欄らんと、小ちいさ
 六 き鎖くさりを編あみ合あはせたる如ごときものとを刻きめり。六 彼かれ又また聖せい殿でんの床ゆかに甚はな
 七 だ美び麗れい高こう價かなる大だい理り石せきを敷しけり。七 彼かれが家いえ並ならびにその梁はりと柱はしらと壁かべ
 八 と扉とびらとに被きせたる金きんの板いたは最さい良りのものなりき。しかして壁かべには智ケル
 九 天使ビムを彫ほりたり。八 彼かれ又また至せい聖じよ所じよの家いえをも造つくりぬ、その長ながさは家いえ
 十 の幅はばに循したがいて二十クビト、その幅はばも同おなじく二十クビト。彼かれ之これを覆おほ
 十一 うに六む百ひゃくタレんトばかりの金きんの板いたを以もつてせり。九 又またお金きんの釘くぎをも
 十二 造つくりしが、その釘くぎは各おの々々五ご十じゆクルの重おも量さありき。高たか間まの)にも亦また
 十三 金きんを張はりぬ。一〇 彼かれ又また至せい聖じよ所じよの家いえに彫ほりものなる智ケル天てん使し二ふたつを造つく
 十四 て、之これに金きんを被きせたり。二 其その智ケル天てん使しの翼つばさは二十クビトに及および、
 十五 一いつつの翼つばさは長ながさ五クビトありて家いえの壁かべに接せし、他たも亦また長ながさ五クビ

標準。記述者がかく詳細に記したのは、同胞が異境に流寓していた間に、稍短かいパピロニアの物差を採用し、それをパレスチナに持ち歸つたからである。
 5) 主要な廣間。1) の石壁にこれを張つた。
 7) 至聖所のすぐ上にあつて、聖殿の建物の全高三十クビトの内、至聖所の高さが三十クビトになるように(王上六・一一を見よ)造られた部屋々々。

三 トありて、他の智天使の翼に接したり。二 他の智天使の翼も同じく長さ五クビトありて壁に接し、その他の翼も長さ五クビトありて他の智天使の翼に接したり。三 かく二つの智天使の翼、展がりて二十クビトに及びべり。しかして是等は足にて直立し、その顔を家の外方に向けたり。四 彼また青布、紫布、紅布、及び上亞麻布の幕をも造りて、之に智天使を刺繡せり。五 彼なお聖殿の扉の前に二本の柱を造りしが、是等は高さ三十五クビトあり、その頭は五クビトなりき。六 彼更に神宣所に小さき鎖の如きものを造りて、之を柱の頭の上に附けたり、また石榴百箇を造りて、鎖の間に附けたり。七 彼この柱を聖殿の玄關に、一本は右に、一本は左に立て、右にあるをヤキン、左にあるをボーズと稱べり。

8) イエズス・キリストの御死去の際に裂けた幕マテオ二七・五一参照。一) 柱の高さは十八クビト、残りの十七クビトが基礎台座、頭部、柱頭の飾りを合せたものに當る。一) 耶五二・二〇以下。

第四章

聖殿の器具及び裝飾。

一 彼また、長さ二十クビト、幅二十クビト、高さ十クビトある青銅の祭壇¹⁾を造り、

二 なお縁より縁まで十クビトありて、周囲の圓き鑄物の海を造れり。其は高さ五クビトありて、その周囲は三十クビトの繩之を繞れり。²⁾ またその下には牛の如きものあり、その彫刻は外側にありて、一クビトに十宛、³⁾ 二列をなす如く海の腹を繞れり、是等の牛も鑄物なりき。

四 この海は十二の牛の上に据えられたり、その三つは北に、他の三つは西に、他の三つは南に、残れる三つは東に向かいて、海を上に乗す。牛の後部は内に向かいて海の下にあり。⁵⁾ 次にその厚さは掌の幅ほどにして、その縁は爵の縁の如く、または開きたる百合花の如くなりき。是は三千量⁴⁾を容る。

六 彼また洗盤十箇を送りて、五箇を右に、五箇を左に置き、凡て燔祭に献げんとする物をその中にて洗わしむることとせり。但し海の中に

第四章 1) 前

庭にある燔祭壇。1) 2) 王上七・二三以下

3) テキストに筆寫による誤謬が混入して

いるらしい。

4) パト。列王記によれば二千だけ。

七 ては、司祭等が身を洗いしなり。七 彼また造るべしと命ぜられたる形に循いて金の燭臺十箇を造り、之を聖殿の中に、五箇を右に、五箇を左に置きたり。

八 彼更に卓十を造りて、之を聖殿の中に、五つを右に、五つを左に置き、また金の鉢百箇をも造れり。九 彼また司祭の庭⁵⁾と大廣間⁶⁾と廣間の扉とを造り、扉には青銅を張れり。一〇 次に海は右側、東の方に、南向に置きたり。二ピラムまた釜と肉叉と鉢とを造れり、かくて彼、天主の家に於ける王の細工を悉く仕上げたり。二三 即ち、柱二本、梁、柱頭、柱頭の上なる梁を覆う網細工、二三 柘榴四百、網細工二つ、柘榴は二列づつ各々の網細工に附きて、この網が梁と柱頭とを覆うなり。一四 彼また臺を造り、なお洗盤を造りて之をその臺の上に置きたり。一五 海一つ、また海の下⁷⁾の牛十二、一六 釜、肉叉、及び鉢。是等諸種の器具をば、父のピラム、精製したる青銅を用い主の家にてサロモンの爲に作れり。

一七 王は是等の物をヨルダン地方にある、ソコトとサレダタとの間の粘土の地に於いて、鑄造せり。八) 一八 されどその器具の多きこと、無數なりしかば、その青

5) 上手の庭、
 6) 大なる前庭
 7) 本二
 ・一三
 とその
 註参照
 8) 王上
 七・四
 六。

一九 銅の重量は知るを得ざる程なりき。一九更にサロモン、主の家の諸種の器具を造れり。即ち金の祭壇、供えのパンを載する卓、二〇また規定に循い神宣所の前にありて照らすべき純金製の燭臺及び燈皿、三その花細工、その燈皿、及び金の芯剪。皆純金もて造られたり。三また香箱、香爐、鉢、乳鉢も、純金製なりき。なお内殿即ち至聖所の扉には彫刻を施し、外殿の扉は金なり。かくサロモンが主の家の爲になしたる工事、悉く完成せり。

第五章

契約の櫃嚴かに聖殿に遷さる。

一 茲に於いてサロモン、その父ダヴィドが誓い献げたる諸種の物、即ち銀、金、諸々の器具などを携え入りて、天主の家の寶庫に納めたり。1)
 二 然る後彼、イスラエルの長老等、族長一同、イスラエルの裔等の家長等をイエルサレムに集めて、ダヴィドの市、即ちシオンより主の契約の櫃を持ち來らんとせり。2) 三 よりてイスラエルの人々皆、第七月3) の祭日に

第五章 1) 王上七

・五一。 2) 王

上八・一。

3) これはエタニ

ムと稱し、十月

に相當する。こ

四 王の許に至れり。四 かくイスラエルの長老等悉く集まる
 五 や、レヴィ人⁴⁾ 聖櫃を担いて、^五 之を幕屋の諸種の器具と共に
 六 搬び入れたり。また幕屋にありし聖所の器具は、司祭等レヴィ
 七 人と共に之を搬べり。六 しかしてサロモン王、イスラエルの全
 八 會衆、即ち聖櫃の前に集いし者皆、牡羊と牡牛とを屠り献げし
 九 が、その數幾干なるやを知らざりき。犠牲の多きこと、實にか
 一〇 くの如くなりしなり。七 やがて司祭等主の契約の櫃を、その處、
 一〇 即ち聖殿の至聖所の中なる神宣所、智天使の翼の下に搬び入れ
 八 以て智天使が聖櫃を安置せる處の上にその翼を伸べて、櫃な
 九 らびにその棒を覆う如くになせり。九 然るに櫃を担うに用うる
 一〇 棒、やや長かりければ、その端神宣所の前より見えたり。され
 一〇 ど人少しく外方にあらば、之を見ること能わざりき。かくの如
 一〇 く櫃は其處にありて今日に及べり。⁵⁾ 一〇 櫃の中には二枚の板を

の月には幕屋祭が行われ
 そのすぐ前には聖殿奉獻
 祭があつた。―⁴⁾ 廣義の
 レヴィ人。何となれば後
 記(七節)及びそれに相
 當するくだりには、聖櫃
 が司祭等の手で搬ばれた
 と明記してあるから。
⁵⁾ この語は著者が自分の
 記事の典據たる文書から
 借り用いたもの。何とな
 れば彼が本書を作つた時
 には、既にサロモンの聖
 殿が破壊され、契約の櫃
 がなくなつていた。

除きて、他に何物もあらざりき。是は主がエジプトより出で來れるイスラエルの裔等に律法を授け給いし時、モイゼがホレブにて納めたるものなり。二かくて司祭等聖所より出ずるや、(因みに、其處

に居ることを得し司祭等は皆身を聖めし者なりき。またその時には未だ彼等の間に班及び職位の別あらざりしなり。⑥) 三レヴィ人ならびに歌う者等、即ちアサフの配下にある者、エマンの配下にある者

及びイデイトウンの配下にある者、いずれもその子等その兄弟等と共に、亞麻布を着し、祭壇の東側に立ちて、鐃鈸、琴、小琴⑦) を奏でけるが、之と共に司祭百二十人、喇叭⑧) を吹鳴らせり。三かく彼

等皆一齊に喇叭と聲と鐃鈸と琴と、その他諸種の樂器ともて歌いしにその聲天に轟き、その音遠方迄聞えたり。しかして彼等主を讚美して、「讚め稱え奉れ主を、そは彼善良に在してその御矜恤は代々窮りなければなり。⑨)」と云い始むるや、天主の家に雲満ち渡りしか

⑥) その祝祭が重大である故に、ただダヴィドの定めた班に屬する司祭やレヴィ人のみならず、成るべく多くの者が、殊にイエルサレムに住んでいる者が、參加したのである。⑦) 以上はレヴィ人の主要な三樂器。⑧) 使用が司祭達にのみ限られていた聖なるラツパ。⑨) ユデア人が祭の間に度々歌う、有名な折返し。

一四 ば、一四 暗くらきによりて司祭等立たちて勤行つとめを爲なすこと能あたわざるに至いたれり。これ主しゆの榮光えいこう天主てんしゆの家いえに充みち満みてるが故ゆゑなり。10)

第 六 章

サロモンの祈禱。

一 一 その時ときサロモン云いいけるは、「主しゆは暗くらき中なかに住すまんと約やくし給たまえり。1)ニされど我われはその御名みなの爲ために家いえを建たてて、その永久とこしえに其そ處こに住すみ給たまうようになしたり。」と。三 次ついで王おうその顔かほを向むけてイスラエルの全會衆ぜんかいしゆうを祝しゆくし、(折おりしも群衆ぐんしゆう悉ことごとくく立たちて注意ちゆういしおれるに)云いいけるは、四 稱たようべきかな、主しゆイスラエルの天主てんしゆ、其そはわが父ちちダヴィドに語かたり給たまいし事ことを、實じつ際さいに成なしと給たまえり、即すなわち彼かれは曰のたまふ、五 我われはわが民たみをエジプトの地ちより導みちびき出いだしたる日ひより、イスラエル諸族しよせくの市まちを選えらびて、之これが中うちにわが名なの爲ための家いえを建たてんとはせず、また他たの何人なにびとかを選えらびて之これをわが民たみ

10) 天主臨御の目に見える印である雲については、出四〇・三四参照。

第六章 1) 天主は人間の感覺では認めることができず、従つて表現することもできない。――王上八・一二。

六 イスラエルの主君たらしめんともせざりき。六ただイエルサレムを
 選えらびて之これにわが名なを置おかんとし、ダヴィドを選えらび、²⁾之これを立たててわ
 七 が民たみイスラエルを治おさめしめたるのみ。七と。七しかしてわが父ちちダヴ
 イドが主しゆイスラエルの天主てんしゆの御名みなの爲ために、家いえを建たてんと志こころざししたる
 八 時とき、八主しゆ之これに曰のたまいけるは、八わが名なの爲ために家いえを建たつること、是これ汝なんじの
 九 志こころざしなり。汝なんじがかかる志こころざしを抱いだけるは善よし。九されどその家いえを建たつ
 一〇 るは汝なんじにあらず。汝なんじの腰こしより出いでん汝なんじの子ここそ、わが名なの爲ために家いえを
 建たつべけれ。一〇と。一〇かくて主しゆはその曰のたまいし事ことを成なしと給たまへり。即すなわち
 一 我われ起たちてわが父ちちダヴィドに代かわり、主しゆの曰のたまいし如ごとくイスラエルの王おう
 二 座ざに即つき、主しゆイスラエルの天主てんしゆの御名みなの爲ために家いえを建たてたり。二しか
 三 して主しゆがイスラエルの裔こち等らと結むすび給たまへる契けい約やくを³⁾蔵おさめたる櫃ひこを、そ
 四 の中なかに安あん置ちせり。三と。三茲こゝに於おいて彼かれ主しゆの祭さい壇だんの前まえに、イスラエ
 五 ルの會かい衆しゆう一同どうに面めんして立たち、その手てを差さし伸のべたり。三即すなわちサロモ

2) サウルも天主に選
 まれたであるうが、
 王位に擧げられて後
 間もなくまた見棄て
 られた。ダヴィドが
 選ばれたのには、そ
 の家がいつまでもユ
 ダを治むべしという
 特典がついていた。
 3) その契約の印なる
 律法の板。

一四
ン、豫じめ青銅の臺の、⁴⁾ 長さ五クビト、幅五クビト、高さ三クビトあるを造りて、之を廣間の中央に据え置きしが、その上に立ち、次いでイスラエルの全會衆に面して膝を屈め、その手を天に擧げ、⁵⁾ 一四さて云いけるは、「主イスラエルの天主よ、天にも地にも汝に匹儔う神はあらず、汝は契約を守り給い、心を盡して汝の御前に歩む汝の僕等に御憐憫をかけ給えり。⁶⁾ 一五 汝はまた汝の僕にしてわが父なるダヴィドの爲に、曾て之に曰いし事を悉く行い、御口もて約し給いし所を成しとげ給えり、そは現時明白なる如し。一六 されば今、主イスラエルの天主よ、汝の僕にしてわが父なるダヴィドの爲に、汝の語り給いし所を悉く果し給え、即ち汝は曰えり、⁷⁾ イスラエルの王座に即く人、わが前にて汝に缺くることあらず、但しそは汝の子等がその道を守りて、汝がわが前に歩める如く、わが律法に歩む場合に然るのみ。〃と。一七 されば今、主イスラエルの天主よ、汝がその僕ダヴィドに曰いし御言を實證し給え。 一八 天主地上に人と共に住み給うとは、果して信ずるを得んや。もし

4) 演壇や舞臺のよ
うなもの
高い所に
立たなけ
れば、云
うことが
よく通ら
ないから
5) 祈る時
に、祭壇
に向かつ
て。
6) 略後二
・八。

天も諸天の天も汝を容るるに足らずとせば、ましてわが建てたるこの家は如何にぞや。一九されど之を作りたるは、主なるわが天主よ、ただ汝がその僕の祈とその懇願とを顧みて、汝の僕が御前に捧ぐる祈願を聽容れ給わんが爲のみ。

二〇願わくは汝の御眼を、晝も夜もこの家、即ち汝が其處にて汝の御名を呼ぶべしと定め給える處に向いて睜き、二汝の僕がその中にて祈る祈禱を聽き、汝の僕と汝の民イスラエルとの願をかなえ給わんことを。何人が此處にて祈るとも

三三汝の御住居、即ち天より聽きて、御慈悲を垂れ給え。三一人もして、その近き者に對して罪を犯し、彼に對し誓を立てんとて來り、この家の祭壇の前にて呪咀もて誓の責任を負うあらば、三汝天より聽きて、汝の僕等に審判を行い、惡人に

二四は、その道をその頭に歸し、義人の爲に復讐して、その義に應じて之に報い給え。二汝の民イスラエル、汝に罪を犯したるに由り、敵に敗ることあらんにもし改心して償をなし、汝の御名を呼び頼み、此處にて祈願を罩むるあらば、

二五汝天より聽きて、汝の民イスラエルの罪を赦し、汝が彼等とその父祖とに賜

の聖殿
奉獻祭
の折の
サロモ
ンの祈
禱とそ
の七つ
の願
に就い
ては、
王上八
・三一
以下を
見よ。

二六 いし地に彼等連れ歸り給え。二六また民の罪の爲に、天閉じて雨の降らざる時

二七 彼等もし此處にて汝に祈願し、汝の御名を讚稱え、汝が彼等を苦しめ給うに及

び、改心してその罪を離れなば、二七主よ、天より聽きて、汝の僕等汝の民イス

二八 ラエルの罪を赦し、彼等にその歩むべき善き道を教え、汝がその民に賜える地

に雨を與え給え。二八國に饑饉、疫病、黒穂病、黴、蝗、青虫など生じ、また

二九 敵が土地を荒らし市々の門を圍むなど、あらゆる災厄、疾病、彼等を悩まさん

三〇 時、もし汝の民イスラエルの一人、その災厄、疾病を知りて、この家に於

いて祈り、その手を差伸ぶることあらば、三〇汝、天より、即ち汝の高き御住居

より聽きて、御慈悲を垂れ、何人にも、汝が彼の心の中にあるを知り給うその

三一 道に應じて報い給え。(そは汝のみ、人の子等の心を知り給えばなり。)三一これ

三二 彼等汝が我等の父祖に賜いし地の面に生くる日の限り、汝を畏れ奉りて、汝の

三三 道を歩まんためなり。三三また汝の民イスラエルに屬せざる異邦人も、汝の御名

の大いなる爲に、汝の御手の強き爲に、汝の御腕を伸べ給える爲に、遠き國よ

8) 本二
〇・九。

三九

四〇

四一

四二

が選えらび給たまえる邑まちとの方かたに向むかい、わが汝なんじの御名みなの爲ために建たて
 たる家いえに向むかいて汝なんじを禮らい拜はいせば、三九 汝なんじ、天てんより、即すなわち汝なんじの
 堅けん固こなる御住居おんすまいより、彼等かれらの祈いのり禱たがひを聽ききて、義ぎを行おこない給たまい
 罪つみを犯おかしたれども汝なんじの民たみを赦ゆるし給たまえ。四〇 實げに汝なんじこそわが天てん
 主しゆに在ますなれ、願ねがわくは、此處このところにて献さげらるる祈いのり禱たがひに御眼おんめ
 を睜みひらき、御耳おんみみを傾かたむけ給たまえ。四一 されば今いま、11) 主しゆなる天てん主しゆよ、
 起たちて汝なんじの力ちからの櫃ひつと共ともに、汝なんじの安あん息そく所じよに入いり給たまえ。12) 主しゆな
 る天てん主しゆよ、汝なんじの司し祭さい等らをして救すく拯いを纏まとわしめ、汝なんじの諸しよ聖せい徒と
 をして善ぜんを喜よろこばしめ給たまえ。13) 四二 主しゆなる天てん主しゆよ、汝なんじが注ちゆう油うゆし
 給たまいし者もの14) の顔かほを斥しりぞけ給たまうなかれ、汝なんじの僕しもべダヴイドに對たいす
 る御矜恤おんあわれみを憶おもい給たまえ。

11) 祈禱の結尾。これは王上八・
 五一—五三にあるこゝに相當す
 る記事と、同じでない。兩方の
 記事を合せると、確かに眞の結
 尾文が得られるに相違ない。
 12) 天主に向かつて、願わくは至
 聖所に鎮まり給いて、その在す
 ことを、シエキナと稱する光り
 輝く雲の目に見える印にて知ら
 せ給え、と祈るのである。五・
 一三を見よ。—13) 詩一三一・八
 以下。—14) 注油されて王となつ
 たサロモン。

第七章

天來の火犠牲を焼き盡す—聖殿奉獻祭—天主サロモンの祈禱を
聽容れんとの意を示し給う。

一 さてサロモンその祈禱を終うるや、火天より下りて、燔祭

と犠牲とを焼き盡し、主の御稜威家に充ち渡れり。1) 2) 司祭等

主の聖殿に入るを得ざりき、其は主の御稜威主の聖殿に充ち

満ちたればなり。3) イスラエルの裔等も亦皆、その家に火と

主の榮光との下れるを見、地に敷石²⁾の上に仆れ伏して主を

禮拜讚美せり、彼は善に在し、その御矜恤は代々窮りなけれ

ばなり。3) 茲に於いて王及び民皆主の御前にて犠牲を屠り獻

げたり。5) サロモン王すなわち牡牛二万二千頭、牡羊十二万

頭を犠牲に供せり、かくて王及び民皆天主の家を奉獻せり。4)

六 時に司祭等立ちてその職務に當り、レヴィ人は、ダヴィド

第七章 1) 一—三節の記事

は、王上八・五四以下の記

事には缺けている。またそ

こにあつた會衆に對する祝

福がここにはない。—略後

二・八。—2) 七十人譯では

(*Andōst pator*) 結四〇、

一七—一八。約一九・一三

参照。多分モザイクである

ら。—3) イスラエルの聖詩

に屢々出てくる折返し。

4) 王上八・六三。

王が、〃その御矜恤は永久に限なし。〃と主を讚美する爲に造りし主の樂器
 を執りて立ち、その手によりてダヴィドの讚美歌を奏で歌いぬ。司祭等は彼
 等の前にて喇叭を吹き鳴らし、イスラエルは皆立ち居れり。セサロモンまた
 主の聖殿の前なる庭の中を聖別せり。即ち其處に於いて燔祭及び和祭の脂肪
 を献げたり。是、彼が造りし青銅の祭壇は、燔祭と素祭と脂肪とを載するこ
 と能わざりしが故なり。八かくてサロモンその時七日の間祝祭を行い、イス
 ラエルも擧りて彼と共に然なしけるが、エマトの入口よりエジプトの河ま
 でり、會衆甚だ多かりき。九しかして八日目に、彼會を聞けり、其は七日
 を費して七日の間祭壇を奉獻し、祝祭を行いたればなり。一〇かくて第七月二
 十三日に及び、彼、民をその天幕に去らしめけるが、いづれも主がダヴィド
 とサロモン、ならびにその民イスラエルに施し給える恩恵を思いて、喜び樂
 しみたりき。二かくサロモン、主の家と王の館とを建て終え、凡て主の家と
 己が館とに關して爲さんと志したる所を遂げて成功せり。二三時に主夜彼に

5) エマトの入口からエジプトの河までの人々が來て。
 6) ふた七日を経た後。最初の七日間は奉殿祭は奉殿祭次の七日間は例年行ら幕尾祭。
 の王上九・一。

一三 現れて曰いけるは、「我汝の祈禱を聽容れ、わが爲に此處を選びて犠牲の家となしたり。一三我天を閉じて雨を降らざらしめ、蝗に命じて地を荒らさしめ、またわが民に疫病を遣らん時、一四わが名を冠して稱ばるるわが民、⁸⁾もし改心して我に嘆願する所あり、わが面を求めてその惡しき道に對して悔悛をなさば、我天より聽きて、彼等の罪を赦し、且その地を癒さん。一五また此處に於いて祈る者の祈禱に、わが眼を睜き、わが耳を傾けん。一六我寔に此處を選びて聖別したり、これ、我が名永久にここにあり、わが眼わが心いつの日にもここに住まらんためなり。一七汝も亦、もし汝の父ダヴィドが歩みし如くわが前に歩み、萬わが汝に命じたる如くに爲して、わが義と規定とを守らば、一八我は曾て汝の父ダヴィドに約束して、イスラエルに主君たるべき人、汝の裔より除かるることあらじ。」と云いし如く、汝の王國の王座を興さん。⁹⁾一九されど汝等もし轉じてわが汝等の前に置きたる義と掟とを棄て、行きて他の神々に仕え、且之を拜せば、二〇我汝等をわが汝等に與えたる地より抜き取り、わが名の爲に聖別

8) 特に六・一四—二にあり、サロンの祈禱の中で。
 9) 母上九・五以ト。

したるこの家を、わが面前より棄て去りて、之を萬民の語り
 草となし、みせしめとなさん。¹⁰⁾ 三 かくてこの家は、通行す
 るすべての人の語り草となるべし。即ち彼等驚きて云わん、
 〃主何故にこの地この家にかくなし給いしぞ。〃と。三三時に
 人々之に答えん、〃彼等主、己が父祖の天主、即ち之をエジ
 プトの地より導き出し給いし御者を棄て、他の神々を奉じて
 之を拜み崇めしに由りてなり、さればこそ是等一切の災厄彼
 等に下りたるなれ。〃と。」

第八章

サロモンの建築、宗教ならびに政治に關してなしたる種々の事。

- 一 一 さてサロモンは主の家と己が館とを建てしより二十年を經
 て、¹⁾ ヒラムがサロモンに與えたる諸市を建てて、²⁾ 其處に
 イスラエルの裔等を住わしめたり。^三 彼またエマト・スバ³⁾

¹⁰⁾ 萬民はイスラエルを、懲らしめを受けた例にするであらう。申二八・三七參照。

第八章 1) 王上九・一〇。

2) ヒラムの返した町々を建て直した。王上九・一一―一

三參照。―3) エマト及びス

四 に行きて之を獲たり。彼なお荒野にパルミラ⁴⁾を建て、その他
 五 エマトに堅固なる諸市を建てたり。彼更に上ベトホロンと下ベ
 トホロンとを建てたり、共に石垣あり、門と門と錠とを具えたる
 六 市なり。六またブライト及びサロモンの有たる堅固なる諸々の邑、
 ならびに諸々の戦車の邑と騎兵の邑とをも然なしたり。凡そサロ
 モンが欲み志たるものは、悉く之をイエルサレム、リバノン、
 七 及び己が権力の下にある全土に建てたり。七イスラエルの苗裔に
 非ざるへト人、アモル人、フェレズ人、ヘヴ人、イエブス人の残
 八 れる者、八即ち彼等の子孫、後裔にしてイスラエルの裔等が殺さ
 ざりし者は、サロモン之を服え税貢を納めしめて今日に至れり。
 九 九されどイスラエルの子孫たる者は一人も、彼之を用いて王の工
 事に仕えしめざりき。彼等は即ち軍人たり、上官たり、戦車騎兵
 一〇 の長たりしなり。一〇またサロモン王の軍勢の將はすべて二百五十

バは共にダマスコの南に位し互に隣り合つて
 いる二つの町。それで
 ここではその名を合せて
 一つにしてある。
 4) ヘブレオ語タドモ
 ル。パルミラ(即ち棕
 櫚の町)はダマスコか
 らエウフラト河に至る
 道に臨む。サロモンは
 之を安全にし、以て隊
 商を庇護しようとして、之
 に十分な固めを施し
 た。二七五年アウレリ
 オの代に破壊されたが
 その廢墟は今なお存し
 感嘆の的となつてゐる

二 人にして、民を教えたり。二なお彼ファラオの娘を、ダヴィドの市より、その爲に建てたる家に移せり。王即ち云いけらく、「わが妻はイスラエル王ダヴィドの家に住むべからず、其は主の櫃之中に入りたるに由りて、聖化せられたればなり。」と。⁵⁾ 三時にサロモン、主の祭壇の上にて、主に燔祭を献げたり、之は彼が玄關の前に築きしものにして、一三そはモイゼの命に従い日毎そこにて犠祭を行ひ、また安息日、新月、及び年に三度の祭、即ち酵なきパンの祝と、週の祝と、幕屋の祝とにも然せん爲なりき。一四彼更にその父ダヴィドの志に循ひ、司祭等の役目を定めてその務に當らしめ、またレヴィ人をしてその班に應じて日毎典禮に従ひ司祭等の前にて讚美と勤行とをなさしめ、門守をしてその班に循ひそれぞれ門に就かしむるよう定めたり。一五蓋は天主の人ダヴィド、かく命じたればなり。一五しかして司祭もレヴィ人も命ぜられたるすべての事に就き、また寶の保管に就き、王の命令に背かざりき。一六サロモンは、主の家の基礎を据えし日より、それを建て終えし日まで

5) サロモンはエジプトのファラオの王女のこととを考へて、そのために己が宮殿と續いていゝる特別な邸を建ててやつた王上三・一。九。二四参照

一七 の、一切の費用を備えおきたり。一七次いで
 サロモンは、エドムの地にある紅海の岸邊
 の、アシオンガベル及びアイラトに行け
 一八 り。一八折しもヒラム己が臣僕の手により
 て彼に船を遣し、また海のことにも明るき船
 乗等を遣しければ、彼等サロモンの臣僕等
 と共にオフイル⁷⁾に行き、彼處より金四百
 五十タレント⁸⁾を採りて、サロモン王の許
 に齎せり。

第九章

サバの女王サロモンの許に来る—サロモンの富と榮華—サロモン逝く。

一 サバの女王も亦、サロモンの名聲を聞くに及び、謎を以て之を試みんと、多くの財物を携え、香料と夥しき金と價高き寶石とを負える駱駝を従えて、イエルサレムに來り

7) サロモンが行つたとあるが、自分でアシオンガベルに出かけたのではなく、命じて物資と人々とを遣したのであるらしい。1) 古人の説ではインド(ヨゼフス・フラヴィウス)。若干の新説ではアラビアのオマン。8) これは王上九・二八にある四百二十という正確な數の代りに概數を用いた金額。

二 サロモンの許に至るや、その心にある事をすべて之に語りぬ。一ニサロモン乃ちその提出せるすべての事を之に説明しけるが、一として彼の彼女に明らかならしめざる事はなかりき。三彼女は是等の事、即ちサロモンの智慧とその建てたる家と、四更にその食卓の食物と、臣僕の住居と、その僕等の職分と、その服装と、その酒人と、その衣服と、彼が主の家にて献ぐる犠牲とを見るに及びて、驚嘆のあまり最早その氣力全く失せたり。五彼女乃ち王に云いけるは、「わが國に於いて、我が汝の徳と智慧とに就きて聞きたる事は眞なりき。六我は自ら來りてわが目のあたり見るまでは、語りし人々を信ぜざりしが、汝の智慧に就きて我に語られたる所、殆ど半にだに及ばざりしを曉りたり。汝の徳も尊に優れり。七常に汝の前に侍りて、汝の智慧を聞く、汝の人々は幸福なるかな、また汝の臣僕等は幸福なるかな。八主汝の天主の王として、汝をその位に即けんと欲し給える主汝の天主は讃うべきかな。天主イスラエルを愛して之

第九章 1) 王上一〇・一。マテオ一二・四二。路一一・三一。一サバの女王のこのイエルサレム訪問は、昔かかる旅行をするのに多くの困難出費、不便が伴つていたから、それによつても既に有意義な事件として擧ぐべきである。

九 をいつまでも保たんとし給うに由り、汝を之が上に立てて王たらしめ、以て審判と正義とを行わしめ給うなり。」と。九かくて彼女金百二十タレントと、夥しき香料と、價高き寶石とを王に贈りしが、このサバの女王がサロモン王に

一〇 贈りし如き香料は、未だ會て有らざりき。一〇剩えヒラムの臣僕等もサロモンの臣僕等と共に、オフィルよりの金と、白壇の材²⁾と價高き寶石とを齎らし

二 ければ、二王、之もて即ち白檀の材もて、主の家と王の館との階段を作り、

三 また歌手等の爲に小琴と堅琴とを作れり。かくの如き材はユダの地に於いて會て見たることなかりき。二三さてサロモン王はサバの女王に、その欲む物、

四 求むる物を悉く與え、彼女が彼の許に持來りしより遙かに多く與えたり。やがて彼女はその臣僕等と共に己が國に歸り行けり。二三さて毎年サロモンに齎

五 さるる金の重量は、金六百六十六タレントにして、一四此外に諸國の使節や商人が慣例として持ち來る金額あり、またアラビアのすべての王等や國の太守

等³⁾もサロモンに金銀を携え來れり。一五よりてサロモン王は總量金六百塊よ

2) それま
でカナア
ンに生じ
なかつた
珍らしい
木。新説
によれば
インド産
の芳香を
放つ見事
な針葉樹
3) 王の私
有財産の
管理人達

一六 成る黄金の槍二百本を作りぬ、但し之は一本の槍に用いたる量なり。一六ま
 た金三百塊より成る黄金の楯三百枚を作りぬ、但し之は一枚の楯を覆える量
 なり。しかして王是等を森に圍まれたる武器庫に蔵め置けり。一七 王また大
 一八 なる象牙の玉座を造り、之に純金を被せたり。一八 更にまたその玉座に上る
 爲の六つの階段と、金の足臺と、兩側に一つ宛ある二つの肘掛と、その肘掛
 一九 の傍に立てる二頭の獅子とをも造れり。一九 なおまた他に六つの階段の兩側に
 二〇 十二頭の小獅子をも造れり。かかる玉座はいずれの王國にても、曾て造られ
 しことなかりき。二〇 王の饗宴の器も亦皆金にして、リバノンの森の家の調度
 二一 は純金なりき。當時にありては、銀は物の数にも入らざりしなり。二二 蓋は王
 の船、ヒラムの臣僕等に乗せて三年⁵⁾に一度タルシスに行き、彼處より金銀
 二三 象牙、猿、孔雀などを搬び來ればなり。二三 かくサロモンは、富にかけても榮
 二四 にかけても、地上のすべての王に優りて大いなりき。二三 されば地上の諸王は
 二五 サロモンの顔を見んと望み、以て天主が彼の心に與え給える智慧を聽かんと

一) リバ
 ノンの森
 の家」と
 いう名の
 付いてい
 る建物に
 5) この三
 年は往復
 の日子、
 及びタル
 シス(ス
 ペインの
 タルテツ
 サル) 滯
 在期間を
 合せたも
 の。

二四 し、^{二四}毎年之に禮物として、銀や金の器具、衣服、武器、香料、馬、
 騾馬などを持ち來りぬ。^{二五}またサロモンは厩に馬四万頭を有し、なお
 二五 車及び騎共一万二千を有して、之を戦車の邑々^①と王の居る處のイエ
 二六 ルサレムとに置きり。^{二六}彼またエウフラト河よりフィリスト人の地及
 二七 びエジプトの境界までのすべての王等に對して權力を揮いたり。^{二七}し
 二八 かけて彼イエルサレムに銀を石の如く夥しからしめ、杉を平野に生ず
 二九 る無花果樹の如く多からしめたり。^{二八}また人々エジプト、その他の諸
 三〇 國より、彼に馬を引き來れり。^{二九}さてサロモンのその殘餘の所行^②の
 三〇 顛末は、預言者ナタンの言の中と、シロ人アヒアの書の中と、またナバ
 三〇 トの子イエロボアムに對する洞見者アツドの幻の中とに録されたり。
 三一 三〇 さてサロモンはイエルサレムにおいて四十年の間全イスラエルを治
 三一 めしが、^{三一}彼その父祖と共に眠るに及びて、人々之をダヴィドの市に
 三一 葬りぬ。次いでその子ロボアム、彼に代りて王となれり。

① 防禦設備のある町々。——② 歴代史略にはサロモンのあやまちとその罰とに關する悲しむべき話が省いてある。——③ サロモン治世の歴史を記した是等の書は歴代史略の筆者も利用したらしいが、集めた聖書の中に入つていなかつたので、後に失われたのである。

第十 章

ロボアム民に答うるに粗暴なりしかば、十族之より離る。

一 時にロボアム、シケムに行けり、蓋はイスラエル皆、彼を立てて王となさんとして、其處に集まり居たればなり。1) エジプトにありし、ナバトの子イエロボアム（彼はサロモンの前を避けて彼處に遁れおりしなり）、之を聞くや、直ちに歸り来れり。3) 人々彼を呼び迎えたれば、2) 彼すべてのイスラエルと共に來り、ロボアムに語りて云いけるは、「汝の父は最も苛酷なる軛もて我等を虐げたり。汝、我等に重き賦役を負わせたる汝の父よりも命令を軽くし、少しく荷を取除き給え、さらば我等汝に仕えん。」と。

五 彼乃ち彼等に云いけるは、「三日の後再びわが許に來れ。」と。よりて民去りたるに、六 彼、その父サロモンのなお生きてありし間、その前に立ちし老人等に諮りて云いけるは、「我が民に答えん爲に、汝等我に如何なる策を授くるぞ。」七 彼等之に云いけるは、「汝もしこの民を喜ばせ、柔しき

第十章 1) 王

上一二・一。

2) 集まつたイ

スラエル人は

イエロボアム

を呼び、統治

の條件及び形

式などに就き

之と意見を闘

わし、その後

始めてロボア

ムに依頼した

八 言を掛けて之を宥め給わば、彼等常に汝に仕えん。」と。八されど彼、老人等の策を棄てて、己と共に育てられ 且己に侍する若者等と評議を始め、九之に云

一〇 一 軽うせよ。"と云いしこの民に、我、何と答うべきか。" 然るに彼等、彼と共に安樂の裡に育てられたる若者らしく、答えて云いけるは、"汝の父は我

二 即ち汝彼等にかく答うべし、"わが小指はわが父の腰よりも太し。二わが父は汝等に重き軛を負わせしが、我は更に之に重量を加えん。わが父は汝等を鞭も

三 て打ちしが、我は汝等を蝎もて打たん。"と。三かくてイエロボアムとす べての民、彼が彼等に命じたる如く、三日目にロボアムの許に来りしに、三王

四 老人等の策を棄てて、素気なく答え、一四若者等の意に循いて云いけるは、"わが父は汝等に重き軛を負わせしが、我は之を更に重うせん。わが父は汝等を鞭

五 もて打ちしが、我は汝等を蝎もて打たん。"と。一五しかして彼、民の願を容れ

3) 革の先にとげのついでいて鞭。

ざりき。蓋は天主の御旨、⁴⁾ シロ人アヒアの手によりて、ナバトの子イ

一六 エロボアムに告げ給いしその御言の成就するにありたればなり。⁵⁾ 一六さ

て王の素氣なく云いし時、民皆之にかく云えり、「我等はダヴィドに何

の關係もなし、またイサイの子の中に遺産もあらず。イスラエルよ、

汝⁶⁾ 天幕に歸れ。また、ダヴィドよ、汝は己が家を牧せよ。」と。か

一七 くてイスラエルはその天幕に去り行けり。一七されどユダの諸市に住むイ

一八 スラエルの裔等は、ロボアム之を治めたり。一八時にロボアム王、貢税を

督⁷⁾るアドウラムを遣しけるが、イスラエルの裔等之に石を擲しかば、

彼即ち死せり。ロボアム王は急ぎ車に乗りて、イエルサレムに逃げたり。

一九 かくイスラエルはダヴィドの家より離れて、今日に至れり。

第十一章

ロボアムの治世。

一 さてロボアムはイエルサレムに來り、ユダとベンヤミンとの全家、精銳の戰士十八万

⁴⁾ダヴィドの子孫が最早彼の道を忠實に歩まぬので、懲罰として。一⁵⁾イエロボアムがイスラエルの王になるであるらというアヒアの言葉。王上一一・二九を見よ。⁶⁾意味「汝等」。

をあつ集めたり、是これ、イスラエルと戦たたかいて、その王國くにを己おのれに恢復かいふくせんが爲ためなりき。1)

二 然しかるに主しゆの御言みことば、天主てんしゆの人ひと2) セメヤに下くだりて曰いわく、三 サロモンの子こにしてユダの王おうなるロボアム、及およびユダとベンヤミンとの中うちにあるすべてのイスラエルに告つげよ、四 主しゆかくぞ曰のたまう、汝等なんじらのぼ上のぼるべからず 又汝等なんじらの兄弟きやうだいと戦たたかうべ

からず。各々おの／＼その家いえに歸かえるべし、其そは此事このことの起おこりたるは、わが意こころによればなり。と。五 彼等かれら主しゆの御言みことばを聞きくや、歸かえりてイエロボアムに敵むかひ行ゆかざりき。

五 五 ざてロボアムはイエルサレムに住すみて、ユダに石垣いしがきある市々まち／＼を建たてたり。六 即すなわち彼かれが建たてたるは、ベトレヘム、エタム、テクエ、七 又またベトスル、ソコ、オドラム、八 更にゲト、マレサ、ジフ、九 アドウラム、ラキス、アゼカ、一〇 乃

お、サラ一、アヤロン、ヘブロン、是等これらはユダとベンヤミンとにありて、最もつとも堅固けんこなる市まちなり。二 しかして彼かれ、是等これらを石垣いしがきもて圍かこむや、之これに長かしらを、また食

糧りよう、即すなわち油あぶらと葡萄酒ぶどうしゆとの倉庫そうこをも皆おけり。三 剩あまつさえ彼かれは各々おの／＼の邑まちに、楯たてや槍やりの武

器庫きぐらを設もうけ、力ちからの限かぎりを盡つくして之これを固かため、ユダとベンヤミンとを治おさめたり。

第十一章

1) 王上

一二・

二一。

2) この

預言者

には、

モイゼ

にも付

けられ

ていた

のと同

じ添え

名があ

つた。

一三 時にイスラエル全土に居る司祭及びレヴィ人、そのすべての任
 地より彼の許に來り、^{一四}即ちその郊外地、その領地を棄てて、
 ユダに、イエルサレムに移り來り、³⁾其はイエロボアムとその
 後裔、彼等に迫りて、主に司祭の職務を果さしめざりしに由りて
 なり。⁴⁾ ^{一五}彼は己が爲に、司祭⁵⁾を立てて、高き處と、惡鬼と、
 己が造りたる犢とに仕えしめたり。^{一六}更にイスラエルの諸族の中
 己が心を獻げて主イスラエルの天主を求むる者は皆、その父祖の
 天主なる主の御前に犠牲を屠り獻げんとて、⁶⁾イエルサレムに來
 れり。^{一七}しかして彼等は三年の間ユダの王國を強からしめ、サロ
 モンの子ロボアムを安泰ならしめたり。⁷⁾即ち彼等はただ三年の間
 のみ、ダヴィドとサロモンとの道を歩みしなり。^{一八}さてロボアム
 は、ダヴィドの子イエリモトの娘、マハラトを娶りて妻となせり。
 またイサイの子エリアブの娘アビハイルをも然しけるが、^{一九}之

3) 列王記には司祭やレ
 ヴイ人の北の王國から
 南の王國に逃げたこと
 が、明らかに述べ
 なかつた。イエロボア
 ムはイスラエルの聖殿
 における奉事に彼らの
 行くことを許さなかつ
 た(王上一二・二七)。
 彼らは偶像神に仕える
 意志がなかつたので、
 やむを得ずユダに移つ
 たのである。⁴⁾民三五
 ・三。⁵⁾レヴィ族で
 ない。⁶⁾また多分そ
 こに留まるために。

二〇 は彼かれにイエフス、ソモリア、及びおよゾームと云いう子等こらを産うめり。二〇その後のち

彼かれまたアブサロムの娘むすめマーカをも娶めとりしに、之これは彼かれにアビア、エタイ、

二一 ジザ、及びおよサロミトを産うめり。二二 ロボアムは己おのがすべてさいしやうの妻妾まさに優まさりて

アブサロムの娘むすめマーカを愛あいしたり。彼實かれじつに妻つま十八人、妾そほめ六十人にんを娶めとり、

二三 男子おとこのこ二十八人、女子おんなのこ六十人にんを儲もろけたり。二三 されど彼かれはマーカの子こアビ

アを彼等かれらの頭かしらに立たててその兄弟きやうだい一同どうの長おさとなせり。蓋けだし彼かれが之これを王おうとな

二三 さんと思おもいしは、二三 之これがユダとベンヤミンとの全領土ぜんりやうどならびに石垣いしがきある

すべての市々まちにあるそのすべてこらの子等こらに優まさりて賢かしこく能力ちからありしに由より

てなり。彼かれは彼等かれらに夥おびたしき食糧しよくりやうを與あたえ、また多おほくの妻つまを求もとめ配はいしたり。

第十二章

ロボアムその罪の爲にエジプト王の手に陥る—セサク聖殿の寶物を悉く奪い去る。

一 ロボアムの王權おうけん強つよく固かたくなるに及およびて彼主かれしゆの律法おきてより離はなれ、¹⁾ イスラ

二 エルも皆みな之これと共ともに然しかするに至いたれり。二 然しかるにロボアム王おうの第五年だいにん、(彼等かれら

7) 多數の妻子をもつことは、その地方では富裕有力の印としてあつた。一夫多妻は舊約では容認されていた。
8) そらすると大勢の一族が王家と縁に連るので固めが一層ゆきとどいた。

第十二章 1) 不幸に逢つたため

三 攻め上れり、³⁾ ³⁾ 三 その率いたる戦車一千二百輛、騎兵六万騎、エジプトより彼に從い來れる民、即ちリビア人、トログロデイト人⁴⁾ エチオピア人等は無數なりき。⁴⁾ 彼はユダの石垣ある諸市を取りてイエ
 四 ルサレムにまで來れり。⁵⁾ 時に預言者セメヤ、ロボアム及びセサク
 五 より逃げてイエルサレムに集まれるユダの諸侯の許に入りて、彼等
 六 に云いけるは、「主かくぞ曰う、〃汝等我を棄てたり、されば我も
 七 汝等を棄ててセサクの手に付せり。〃と。」⁶⁾ イスラエルの諸侯及び
 八 王、乃ち驚きて云いけるは、「主は義しく在す。」と。⁷⁾ 主彼等の卑
 下れるを憐すや、その御言セメヤに下れり、曰く、「彼等卑下れる
 に由り、我之を滅ぼさず、之に些か祐助を與えん。わが震怒はセサ
 クの手によりてイエルサレムの上に降らじ。⁸⁾ 然れども彼等は彼に
 臣事するに至らん、是、彼等が我に仕うる事と、地上の王等に仕う

前には善良であつたのに。—²⁾ 彼はいわゆる第二十二王朝に屬していた。按ずるに彼はイエロボアムに唆かされたのである。—³⁾ 王上一四・二五。—⁴⁾ 即ち「穴居の民」。ヘブレオ語ではスツキーム「小屋住みの民」。紅海の西方に住み、走ることと、石を投げることにかけては有名であつた民族。

九 事との差別を知らん爲なり。」と。かくてエジプト王セサクは、主の家と王の館との寶を奪いて、イエルサレムを去れり。即ち彼一切を携え行き、サロモンが造りたる金の楯をも然なしたれば、一王はその代りに青銅のを造りて、宮殿の入口を守る楯持の長に之を渡せり。二王が主の家に入る時、楯持來りて之を携え、後再び之を武器庫に持歸れり。三さりながら彼等卑下りしによりて、主の御憤怒之を離れ、彼等悉くは滅びざりき、其はユダに善き所行も見られたればなり。五 是に於いてロボアム王、イエルサレムにて勢力を得治めたり。彼は統治を始めし時四十一歳なりしが、主がイスラエル諸族の中より選びて、其處にその御名を置かんとし給える邑、イエルサレムにありて、十七年の間治めたり。因みにその母は名をナーマと云いて、アンモン人なりき。六 一四されど彼は悪を爲し、その心を整えて主を求めんとはせざりき。一五 さてロボアムが爲したる事の顛末は、預言者セメヤの書と、洞見者アツドの書との中に録され、詳しく明らかなり。なおロボアムとイエロボアムとの間には、常に争いあ

五) 容赦
 された
 もう一
 つの理
 由。
 六) 王上
 一四・
 二一。

一六
りき。の 一六やがてロボアム、その父祖と共に眠りて、ダヴィドの市に葬られたり。次いでその子アビア、彼に代りて王となれり。

第十三章

ユダアの王アビアの治世—アビア、イスラエルの王イエロボアムに勝つ。

一 イエロボアム王の第十八年に、アビア、ユダの王となれり。¹⁾
 二 彼はイエルサレムにて三年の間治めたり。その母は名をミカヤ²⁾と云いて、ガバアのウリエルの娘なりき。アビアとイエロボアムとの間には戦争ありき。³⁾ アビア軍を始むるに當りて、武勇優れし精銳の士四十萬を率いたるに、イエロボアム 之に對し、同じく精銳にして戦鬪に強き士八十萬を以て戦列を布けり。⁴⁾ 時にアビア、エフライムにあるセメロン山⁴⁾の上に立ちて云いけるは、「聽けや、イエロボアム及びすべてのイスラエルよ。⁵⁾ 汝等は主イスラエルの天主が、塩の契約⁵⁾によりて、イスラエルの王權

のそれほど大なる敵對行動はなかつた。

第十三章 1) 王上一五

一。—列王記ではア

ビアの代りに、その變

形と思われるアビアム

が用いられている。

2) マーカの書き違い。

3) 王上一五・六。

4) セメロン山と同名の

町とは(ヘブレオ語で

はゼマライム。) ユダ

アの北境にあつた。

5) 塩は不朽の象徴。故

六 永^{とこしえ}久^くにダヴィドとその子孫^{こら}とに與^{あた}え給^{たま}えることを知^しらずや。然^{しか}るにダヴ

イドの子^こサロモンの臣僕^{しもべ}、ナバトの子^こイエロボアム起^たちてその主君^{きみ}に叛^{そむ}き、⁶⁾

七 之^{これ}が許^{もと}にベリアルの子^こ等^らなる賤^{いや}しき人々^{ひとぐあつ}集^{あつ}まり、サロモンの子^こロボアムに

對^{たい}して勢^{いきおい}力を得^えたり。しかもロボアムは經^{けい}驗^{けん}に乏^{とほ}しく心弱^{こころよわ}きが故^{ゆゑ}に、⁷⁾ 之^{これ}に

敵^{てき}するを得^えざりき。八 さて今^{いま}汝^{なんじら}等は云^いう、彼^{かれ}がダヴィドの子孫^{こら}より得^えたる主^{しゅ}

の王^{おう}權^{けん}に敵^{てき}對^{たい}するを得^うと。汝^{なんじら}等^らには甚^{はたは}だ多^{おほ}き民^{たみ}あり、⁸⁾ またイエロボアムが

九 汝^{なんじら}等^らに神^{かみ}として作^{つく}り與^{あた}えたる金^{きん}の犢^{ごうし}あり。汝^{なんじら}等^らはア^アーロンの子孫^{こら}なる主^{しゅ}の

司^し祭^{さい}とレヴィ人^{びと}とを追^{つい}放^{ほう}し、地^ちの諸^{もろく}々の民^{たみ}の如^{ごと}く、己^{おの}が爲^{ため}に司^し祭^{さい}等^らを作^{つく}れ

り。誰^{たれ}にても畜^む群^{ぐん}より選^{すく}りし牡^お牛^{うし}一^{ひとつ}頭^{とう}と、牡^お羊^{ひつじ}七^{なな}頭^{とう}とを携^{たず}え來^{きた}りてその手^てを

一〇 聖^{せい}別^{べつ}する者^{もの}は、か^かの神^{かみ}に非^{あら}ざるもの^{もの}の司^し祭^{さい}とせらるるなり。⁹⁾ 一〇 されど我^{われ}等^ら

の天主^{てんしゅ}は主^{しゅ}なり、我^{われ}等^ら之^{これ}を棄^すてず。また主^{しゅ}に仕^{つか}うる司^し祭^{さい}はア^アーロンの子孫^{こら}に

二 して、レヴィ人^{びと}はその職^{しよくむ}務^むに當^{あた}る。二 即^{すなわ}ち彼^{かれ}等^ら毎^{まい}日^{にち}朝^{あさ}な夕^{ゆう}な主^{しゅ}に燔^{はん}祭^{さい}と、律^{おき}

法^ての命^{めい}ずる所^{ところ}に循^{したが}いて調^{あわ}合^わせたる香^{かう}とを献^さぐ。又^{また}いと潔^{きよ}き卓^{つくえ}の上^{うえ}にはパンを

に塩の契

約とは永

久に續く

契約。

6) 王上一

一・二二六。

7) 彼はな

るべく父

の責を除

くつもり

8) 汝らが

勝ちそら

だという

理由、

9) 王上一

二・三一。

一三 供う。なお我等が許には金の燭臺とその燈皿とあり、夕には常に灯を點すべし。かくこそ我等は汝等が棄てし主、我等の天主の命を守るなれ。10) 二三
 一四 れば我等が軍勢の總帥は天主にて在し、その司祭等喇叭を吹き鳴らして汝等に向う。イスラエルの裔等よ、主汝等の父祖の天主を敵として戦うなかれ、其は汝等に利あらざればなり。」と。 二三 彼が是等の事を語れる間に、イエロ
 一五 ボアムその背後に伏兵を迂回せしめ、彼が敵に向いて立てる時、知らざるユ
 一六 ダを己が軍勢もて取圍みたり。一四 ユダ顧みて、前面及び背後より戰鬥の迫る
 一七 を見るや、主に向かいて呼ばわり、司祭等は喇叭を吹き始めたり。一五 しかし
 一八 てユダの人々皆鬨の聲を挙げたるに、視よ、その叫べる時、天主アビアとユ
 一六 ダとに面して立てるイエロボアム及びイスラエルを悉く恐れしめ給えり。11)
 一七 一六 さればイスラエルの裔等ユダに逐われて逃げ走れり。即ち天主之を彼等の
 一八 手に付し給いしなり。一七 かくてアビアとその民、彼等を討ちて大損害を興え
 一八 イスラエルの中勇士の傷つき仆れし者五十万人なりき。一八 かくその時にはイ

10) 出二七・二一。

11) 勝利は天主の御祐助に帰せられるすなわちユデア人は多勢のいくさ上手な敵に圍まれたにも拘らずこれと戦つて勝つた。

一九 スラエルの裔等打挫がれ、ユダの裔等は甚だ強大となれり、其は彼等
 主己が父祖の天主を恃みしに由りてなり。一九さてアビヤはイエロボア
 ムの逃ぐるを追いて、彼の市々なるベテルとその従屬都市、¹²⁾ イエサ
 ナとその従屬都市、またエフロンとその従屬都市を取れり。二〇イエロ
 ボアムはアビヤの代に最早抗爭う力なかりき。やがて主之を撃ち給い
 しかば、彼死せり。二三されどアビヤはその王權を強化して、十四人の
 妻を娶り¹³⁾ 二十二人の男の子と十六人の女の子とを儲けたり。三三さて
 アビヤのその殘餘の事、その行狀、¹⁴⁾ その事蹟は、預言者アツドの書
 にいと正確に録されたり。

第十四章

アサの治世―エチオピア人に對するその勝利。

一 やがてアビヤ、その父祖と共に眠りしかば、人々之をダヴィドの市に葬りたり。次
 いでその子アサ、彼に代りて王となりしが、彼の代には、その國十年の間太平なり

12) ヴルガタ原語
Titas「娘等」。

13) アビヤの統治は
僅か三年に過ぎな
かつたから、この
細かい事は過去に
遡つて記してある
子の多いことは勢
力強大の印として
書いてある。

14) 原語 viarum「道」

二 き。1)ニアサはその天主の御眼前に、善にして嘉せらるる事をなせ
 三 り、即ち異なる祭祀の祭壇と高き處とを毀ち、2) 像³⁾を碎き、並
 四 木⁴⁾を切り倒し、ユダに主その父祖の天主を求め且律法とすべ
 五 ての誠命を行ふことを命じ、ユダのあらゆる邑々より祭壇と
 六 社⁵⁾とを取除き、平穩に治めたり。彼またユダに堅固なる邑々
 七 を建てたり。其は、主太平を賜いしに由り、安穩にして、その頃
 八 戦争起らざりしが故なり。彼ユダに云いけるは、「我等、主己が
 父祖の天主を求めしに由りて、彼、我等に四方の太平を賜いたれ
 ば、いづれも戦争なく平穩なる間に、我等是等の市々を建て、之
 に石垣を繞らし、塔と門と閘とを備えて堅固にせん。」と。より
 て彼等建てけるが、建設中何の障碍もあらざりき。八さてアサに
 はその軍勢にユダ出身の楯と槍とを携うる者三十万、またベンヤ
 ミン出身の楯を持つ者及び弓を引く者二十八万あり、是等は皆勇

第十四章 1)王上一五

・八。—2)偶像禮拜用の高き處を取除いた。民が眞の神を拜むに用いたほかの處は残しておいた。一五・一七。王上一五・一四を見よ。3)バール。—4)アシエレン、即ちアスタルテに獻げられた像。5)ヘブレオ語「カマニム」。すなわち太陽の柱。これは三四・四によれば、バールの祭壇の上に立ててあつた。

九 士なりき。九時にエチオピア人ザラ、⁹⁾その軍勢百万人と戦車三百輛とを率い、彼等を攻めに出で來り、マレサの⁷⁾にまで至りければ、一〇アサも行ききて之を迎え撃たんとし、マレサの附近にあるセファタの谷に戦列を布きたり。二しかし彼、主なる天主を呼び頼みて云いけるは、「主よ、汝にありては少数を助くるも多数を助くるも更にその差別あらず。主、我等の天主よ、我等を助け給え、我等は實に汝と汝の御名とを恃みとして、この大軍に向い來れるなり。主よ、汝は我等の天主に在す、人をして汝に勝たしめ給うなかれ。」と。⁸⁾ 一三 主乃ちアサとユダとの向う所、エチオピア人⁹⁾に恐怖を起さしめ給いければ、エチオピア人は逃げ走れり。一三アサ及び之に従える民、彼等をゲララ¹⁰⁾まで追いきししが、エチオピア人殫れて全滅するに至れり、是、

⁹⁾ザラは幾人かの解釋者の説によればアラオの一人で、多分ロボアムが戦つたセサクの後繼者たるオソルコン一世であるらしい。一⁷⁾ロボアムの要塞の一つで、またユダ王國の戦略上最も重要な地点の一つ。一⁸⁾母上一四・六。一⁹⁾エチオピア人へブレオ語ではクシ人とは、紅海の左右兩側に住む民、従つて上エジプトの住民をもさす。彼らは軍の中核をなし、且その大部分を占めていた。一¹⁰⁾ゲララはアブラハムの時代から知られている所で(創二〇・一)、カザの南方にあつた。

一四 主撃ち給い、その軍勢戦いに由りて、彼等滅ぼされたるなり。11)
かくて多くの戦利品を獲たり。一四 彼等はまたゲララの周囲の市々を
一五 悉く撃破せり、蓋は大なる恐怖すべての人を襲いしが故なり。
彼等その邑々にて掠奪を行い、多くの鹵獲物を持ち去りぬ。一五 なお
彼等は羊の檻を打毀し、数知れぬほど多くの家畜と駱駝とを取りて
イエルサレムに歸れり。

第十五章

アザリアの預言—アサ天主と契約を結ぶ。

一 時に天主の靈、オデドの子アザリアに下りしかば、
二 彼アサを迎えに出で行き、之に
云いけるは、「我に聽け、アサとすべてのユダ及びベンヤミンよ、主汝等と共に在す、
三 其は汝等之と共に在りたればなり。汝等もし彼を求め奉らば之を見出さん、されど汝等
四 もし彼を棄て奉らば、彼も汝等を棄て給わん。三 さてイスラエルは、眞の天主なく、教
師たる司祭なく、律法なきままに、幾日を過さん。四 しかして彼等窮迫の時主イスラエ

11) エジプト人がこの後へブレオ人を攻めたことは、ただ約三百年後の西紀前六百年、ヨシアの代に一度あつただけ(三・二〇—二四)。

五 ルの天主てんしゆに立歸たちかえり、之これを求め奉たてまつらば、之これを見出みださん。五時とききた來きたら

六 ば出入でいりする者ものに平安へいあんなく、地ちに住すむ萬民ばんみんに恐怖おそおあるべし。六實げ

七 に國くにと國くに、市まちと市まち戰たたかうことあらん、其そは主しゆ諸もろ々の艱難かんなんもて彼等かれらを

八 惱なやまし給たまうべければなり。七されば汝等なんじら奮ふるい起たちて、汝等なんじらの手

九 を弛ゆるむることなかれ。蓋けだし汝等なんじらの所行わぎには報酬むくいあるべし。』と。

一〇 アサ之これを、即すなわちオデドの子預言者こよげんしやアザリアの言ことばと預言よげんとを聞き

一 ぐや、勇いさみ立たちてユダの全土ぜんどと、ベンヤミンと、エフライム山

二 地の已おのが取りし邑々まちとより偶像ぐうざうを除のぞき去さり、主しゆの柱廊ちゆうろうの前まえにあ

三 りし、主しゆの祭壇さいだんを奉獻ほうけんせり。一) 九つ 次ついで彼かれはすべてのユダとベン

四 ヤミン、及び之これと共にエフライム、マナッセ、シメオンよりの

五 寄留人きりゆうじんをも集あつめたり。蓋そは數多あまたの人々ひとぐ、彼かれと共に主しゆたるその天

六 主しゆの在ましますを見て、イスラエルより彼かれの許もとに來きたり投とうじたればな

七 り。二) 一〇 彼等かれら三) アサの治世ちせいの第十五だい年第三さん月に、イエルサレム

第十五章 一) 戰勝感謝に多數の犠牲を獻げる爲。

へブレオ語では、「再興せり」。この語句は全く

新しい祭壇とも、サロモンの時代から使われてい

たもので今は用いられて

いない舊いのも、また

前數代に偶像禮拜が行わ

れたために祭壇が瀆され

たのなら、單にその潔と

も解される。一) 二) イスラ

エルの王たちの偶像禮拜

を行ふのに不満であつた

人々。一) 三) 九節に記して

ある人々。

二 に来るや、二その持ち来りし戦利品及び分捕物の中より、牡牛七百
 頭と牡羊七千頭とを、その日主に献げたり。二三しかして彼、慣例に
 より、彼等がその心を盡し靈を盡して主その父祖の天主を求めむべし
 との契約を堅うせんが爲に入りて、二三いけるは、「誰かもし主イ
 スラエルの天主を求めざるあらば、その者は大なると小なると、男
 たると女たるを問わず、殺さるべし。」と。一四かくて彼等、歡呼
 と、大喇叭の響と、小喇叭の音との裡に、聲を大にして主に誓い、
 一五ユダにある者皆宣誓して然なしたり。即ち彼等その心を盡して誓
 い、その意を盡して主を求めたれば、之を見出し奉り、主彼等に四
 方の太平を與え給いしなり。一六更にアサ王の母マーカは嘗て並木に
 プリアプス⁴⁾の像を作りしことありければ、彼之を大權⁵⁾より斥け
 それを全く毀ちて千々に打碎き、セドロンの谷川にて焼きすてたり。
 一七但し高き處⁶⁾はなおイスラエルに残し置けり。されどアサの心は

4) ここに記載の像は
 フェニキア人が豊穡
 多産を掌る女神とし
 て崇めていたアスタ
 ルテのものであるう
 浮彫にある異様な姿
 のその像や、貨幣に
 あるそれより上出来
 な像は、今なお見ら
 れる。1) 王太后の。
 6) 以前に廢された
 (一四・二) 偶像禮
 拜用の高き處でなく
 正しい形式でないに
 しても天主への祭祀
 を續行した高き處。

一八 その生くる日の限り全かりき。一八 彼はまたその父が誓いたる物及び己が誓いたる物、即ち金銀、ならびに諸種の調度を、主の家に携え入れぬ。一九 かくて戦争⁷⁾はアサの治世の第三十五年まであらざりき。

の王上一五・一六の別な記事では、敵意と云つてあるが、ここでは實際の戦争となつてゐる。今日の流行語「冷い戦争」と、武器による本當の意味での戦争とを思い合せよ。

第十六章

アサ、シリア人に援助を求めて咎を受く—その晩年の所行及び死。

一 然るに彼の治世の第三十六年に、イスラエルの王パーサ、ユダに上り來りて、ラマに石垣を繞らし、¹⁾以てアサの王國の何人をも安全に出入するを得ざらしめたり。二 是に於いて、アサ主の家の寶庫より、また王の寶庫より、銀と金とを取り出し、ダマスコに居るシリア王ベナダドの許に送りて云いけるは、
三 我と汝との間には盟約あり、またわが父と汝の父

第十六章 1) パーサはラマを南の王國から奪取してゐた。王上一五・一七参照。

とも好誼ありき。この故に我は汝に銀と金とを贈り、汝がイスラ
 エル王バーサと結びたる盟約を破り、之を我より退かしめんこと
 を望む。」と。四ベナダト之を聞くや、己が軍勢の諸將をイスラエ
 ルの邑々に遣しけるに、彼等、アヒオン、ダン、アベルマイム及
 びネフタリの石垣あるすべての邑々を討てり。五バーサは之を聞
 くや、ラマの建設をやめ、その工事を中止せり。六アサ乃ちユダ
 の人を悉く召集め、バーサが建設の爲に用意したるラマの石材と
 木材とを取り來らしめ、之を以てガバーとマスファとを建てたり。
 七その時預言者ハナニ、²⁾ ユダ王アサの許に來りて之に云いける
 は、「汝シリア王を恃みとして、主汝の天主を恃みとせざりしに
 由り、シリア王の軍勢汝の手より脱せり。³⁾ ハエチオピア人⁴⁾ と
 リビア人とは戦車と馬と遙かに多くして、夥しき大軍なりしに、
 汝主を恃みたるに由り、主、彼等を汝の手に付し給えるにあらず

2) ハナニは、バーサにその家の滅亡を豫言したイエフの父であるらしい(王上一六・一七。代下一九・二)。豫言者が王を責めるのは、彼が天主を信頼せずして、異邦の一君侯に保護を求め、聖殿の奉納物を奪つたから。
 3) アサはもし天主に信頼を置いていたら、バーサのみならず、その同盟者シリアの王にまでも勝利を得たであろう。—4) 本一四・一二参照。

九 や。5) 蓋し主の御眼は全地を嚮し、全き心をもて之に倚り頼む者には、彼、力を與え給うなり。されば汝は愚なる事を爲せり、是によりて現時より汝に對して戦争起らん。』と。一〇アサ、洞見者に對して怒り、命じて之を牢獄に投ぜしめたり。即ち彼この事に就きて太く激昂したるなり。彼またその頃民を數多殺せり。二さてアサの所行の一部始終はユダとイスラエルとの列王の書に録されたり。三なおアサはその治世の第三十九年に、激しき足痛を患いたるが、その病中にも主を求めずして、寧ろ醫師の技倆に信頼せり。6) 四やがて彼はその父祖と共に眠りその治世の第四十一年に死せり。一四よりて人々は、彼が己の爲に、ダヴィドの市に掘り置きたるその墓に之を葬り、香物調製者の術もて調合せたる香料や娼婦の用うる如き香膏7) の充滿てる床の上に置き、その傍にていと物々しく香を焚けり。8)

5) 本一四・九。1) の咎むべきは彼が医師に診療を求めたことでなくて、ただ、前にも主よりもベナダドを恃みとしたように(二節)、天主よりも医師の技倆に信頼を寄せたこと。病氣を治すには、昔も今も屢々迷信が伴い、魔よけやお守りその他のまじない魔術が用いられた。1) の娼婦の香膏が最も強烈な芳香を發するものであつたのは、かかる女達がそれによつて他の注意を引こうとしたから8) 國王貴人達の葬儀の際

には、芳香を放つ香料を多量に焚いた（二一・一九。耶三四・五）。しかし人間の屍體は決して焼かなかつた。サウルの火葬については母上三一・一三とその註参照。

第十七章

ヨザファトの治世—民の教導に意を用う—その大軍。

一 次いでその子ヨザファト彼に代りて王となり、イスラエルに對して力を養えり。二 しかしてユダの石垣もて堅めたるすべての邑々に數多の兵を置き、またユダの地と、その父アサが取りたるエフライムの市々に守備隊を配置せり。
 三 主はヨザファトと共に在しき。其は彼その父ダヴィドの最初の¹⁾道を歩み、バールに倚り頼まずして、四 己が父の天主に倚り頼み、その掟に歩みてイスラエルの罪に従わざりしが故なり。五 されば主は彼の手にある王權を鞏固ならしめ給えり。ユダまた擧りてヨザファトに禮物を贈りぬ。かくて彼は無限の富と大いなる榮とを獲たり。六 更に彼、その心主の道に對する勇氣を得るや、高き處と並木とをもユダより取除きぬ。七 彼またその治世の第三年に、その諸侯の中

第十七章

1) ダヴィドが姦淫と驕慢とに陥る前の。

八 よりベンハイル、オブデリア、ザカリヤ、ナタナエル、及びミケアを遣して²⁾ ユダの市々に於いて教えしめ、^八 なお之と共にレヴィ人セメヤ、ナタニア、ザ

バデア、アサエル、その他セミラモト、ヨナタン、アドニア、トビア、トバ

九 ドニアなどのレヴィ人を遣し、また之と共にエリサマ、ヨラムなどの司祭をも

一〇 遣せり。^九 彼等乃ち主の律法の書を携えユダに於いて民を教え、ユダのすべて

の邑を巡回りて民を誨えたり。^{一〇} よりて主を恐るる念、ユダの周囲にある地の

二 諸國に生じ、是等はヨザファトと戦うことを敢てせざりき。^二 更にフィリス

三 人もヨザファトに禮物と貢の銀を持ち來り。またアラビア人も家畜を引き來

四 りぬ、七千七百頭の牡羊と同数の牡山羊、即ち是なり。^三 是に於いてヨザファ

五 ト、いよいよ榮えて強大を極め、ユダに塔の如き家々や石垣ある邑々を建てた

六 六 り。^三 彼またユダの市に多くの工事を起せり。なおイエルサレムには軍人勇士

七 七 居りしが、^四 その数はそれぞれの家と族とに循えば次の如し。ユダに於ける軍

八 八 の諸將は、^五 總師エドナ、之に從うは勇士三十万。^五 それに続くは軍將ヨハナン

2) 國王

派遣の

役人達

は、人

々が多

数集ま

つて、

司祭と

レヴィ

人との

教に聽

き從う

よう、

配慮さ

せられ

たのら

しい。

一六 にして、之に従う者二十八万。一六 またそれに續くはゼクリの子主に
 一七 身を献げたる³⁾アマシアにして、之に従う勇士二十万。一七 それに續
 一八 くは戦闘に剛きエリアダにして、之に従うは弓と楯とを執る者二十
 十八万。一九 是等は皆、王の手許にあり、なおその外に、ユダの全土
 に亘りて、石垣ある邑々に彼の置きたる者あり。

第十八章

ヨザファト、アカブのラモト遠征に同行す—アカブ、ミケアの預言の如く戦死す。

一 かくの如くヨザファトは富み且大いに名を轟かしけるが、アカブ
 二 と縁を結べり。一 彼、数年を経てサマリアに下り、その許に至りし
 三 に、その到着するや、アカブ彼及び彼に従い來れる民の爲に、牡羊
 牡牛数多屠り、ガラードのラモトに上るべきことを之に説きぬ。
 三 即ちイスラエルの王アカブ、ユダの王ヨザファトに云いけるは、

3) この献身がどうい
 うものであつたかは
 明らかでないが、多
 分いわゆるナザレ人
 の献身であるらう。民
 六・二を参照。

第十八章 一) ヨザフ
 アトはわが子ヨラム
 に、イスラエル王ア
 カブの娘アタリアを
 妻に娶つてやつた。
 一王下八・一八。本
 二一・六。

四 「我と共にガラードのラモトに來れ。」彼之に答へけるは、「汝は我の如く、わが民は汝の民の如し、されば我等汝と共に戦争に臨まん。」と。四ヨザファトはおイスラエル王に云いけるは、「請う、今直に主の御言を問わんことを。」と。

五 イスラエルの王乃ち預言者四百人を集めて之に云いけるは、「我等ガラードのラモトに行きて戦うべきか、或は差控うべきか。」然るに彼等云いけるは、

六 「上れ、さらば天主王の手に付し給わん。」と。六ヨザファト云いけるは、「主の預言者は此處に居らざるか、これ、我等彼にも亦問わんためなり。」²⁾七イス

七 ラエルの王、ヨザファトに云いけるは、「我等の依りて以て主に問うを得べき預言者一人あり。されど我彼を憎む、其は彼の預言するや、我に善からずして

八 常に悪しかりしが故なり。イエムラの子ミケア、即ち之なり。」ヨザファト云いけるは、「王よ、然曰うべからず。」と。八イスラエルの王宮人の一人を召し

九 て之に云いけるは、「速かにイエムラの子ミケアを召せ。」と。九時にイスラエルの王、及びユダの王ヨザファトは兩人ながら王の衣服を着てその玉座に即き

2) 王上

二二・

七。

一〇 サマリヤの門に近き打禾場に坐しおり、預言者は皆その前にて預言し
 たり。一〇茲にカナアナの子セデキア、自ら鐵の角を造りて云いけるは
 「主かくぞ曰う、〃汝、是等を以てシリアを突き、終に之を滅すべ
 し。〃と。一 預言者等、皆同様に預言して曰く、「ガラードのラモト
 に上れ、さらば汝に幸あるべく、主³⁾を王の手に付し給わん。」と。
 一二 さてミケアを召びに行きたる使者、彼に云いけるは、「視よ、すべ
 ての預言者の言は、口を一つにして王に善きことを告ぐ。されば我汝
 に請う、汝の言をも是等と違わしめずして、幸先よきことを云うべ
 し。」一三 ミケア之に答えけるは、「主活き給う、何にてもわが天主の我
 一四 一四に曰う事は、我之を告げん。」と。かくて彼、王の許に到りしに、
 王⁴⁾之に云いけるは、「ミケアよ、我等ガラードのラモトに行きて戦う
 べきか、或は止むべきか。」彼之に答えけるは、「上れ、蓋し萬事幸に
 一五 運びて、敵は汝の手に付さるべし。」と。王云いけるは、「我は汝

3) 原語のos「彼等」
 即ちラモトの人々
 4) ミケアは、王が
 預言者にすゝめら
 れたことをただ承
 認するだけに止め
 たいと思つてい
 ことを知つていた
 彼の最初の答は、
 たゞ「では、あな
 たの既に決心して
 いることを、まあ
 やつて御覽なさい
 い」というだけの
 意味。王がそう解
 していることは、
 一五節からわかる

一六に、主の御名により、眞なる事の外は我に告げざるよう、幾度も願う」と。一六然るに彼云いけるは、「我はすべてのイスラエルが、牧者なき羊の如く、山々に散れるを見た。時に主は曰えり、〃是等の者は主を有たず。されば各々安らかにその家に歸るべし。〃と。一七イスラエルの王、ヨザファトに云いけるは、「我汝に云わざりしか、この人の我が爲に預言するは、善き事に非ずして、悪しき事なり、と。一八されど彼云いけるは、「されば主の御言を聽き給え。我は主がその玉座に坐し給い、天の萬軍がその右左に侍せるを見たり。一九さて主曰いけるは、〃イスラエルの王アカブを欺きて之を上らしめ、ガラードのラモトに於いて瘞れしむべきは誰ぞ。〃と。よりて一人はかくの如く云い、また一人は他の如く云える時、二〇一の靈進み出でて、主の御前に立ち、〃我彼を欺かん。〃と云いしに主之に曰いけるは、〃汝、如何にして欺くや。〃 二一彼答えけるは、〃我出でてそのすべての預言者の口にありて、虚言の靈とならん。〃 二二主曰いけるは、〃汝欺きて勝つべし。出でて然なせ。〃と。二三されば今視よ、主、汝のすべての預言者の口に、虚言の靈を賜えり、即ち主汝に就きて悪しき事を告げ給えり。」

二三 時にカナアナの子セデキア、近づきて、ミケアの頬を打ちて云い
 けるは、「主の靈汝に語らんとて、何れの途より我を去り給えるぞ。」^{二四}ミ
 ケア云いけるは、「汝その日に、隠れんとて部屋より部屋に逃げ入らん時、
 自ら之を見るべし。」と。^{二五}イスラエルの王、命じて云いけるは、「ミケア
 を捕えて、市の長アモンの許と、アメレクの子ヨアスの許に引き行き、
 二六 させて云うべし、王はかく云う、この人を牢獄に入れて、わが安らかに
 歸る時まで、乏しきパンと少量ばかりの水とを之に與えよ。と。」
 二七 ミケア云いけるは、「汝もし安らかに歸るを得べくんば、主我によりて
 語り給わざりしならん。」と。彼また云いけるは、「すべての民よ、聽け
 二八 かし。」と。ユダの王ヨザファト⁶⁾とは、ガ
 二九 ラードのラモトに上れり。^{三〇}イスラエルの王、ヨザファトに云いけるは、
 「我は服装を變えて戦鬪に行かん、されど汝は汝の衣服を着し給え。」
 三〇 しかしてイスラエルの王はその服装を變えて戦鬪に行けり。^{三〇}さてシ

6) この出征では天主は汝と共に在さぬであらう。
 7) 彼は辭退するよりに警告されたにも拘らず、憚かつて同行したのであるう。
 8) アカブは普通の兵士の如く戦鬪に参加し、ヨザファトには王の服装をして貰うつもり。

三二 リアの王の豫じめその騎兵隊長等に命じおきし事あり、曰く、「汝等、ただイ
 スラエル王との外は、小なる者とも大なる者とも闘うべからず。」と。三二され
 ば騎兵隊長等、ヨザファトを見るや、「是こそイスラエルの王なれ。」と云いて
 三三 之を攻めんと圍みたり。されど彼主に叫びしかば、主之を助けて、彼等を彼よ
 三三 り離れしめ給えり。三三即ち騎兵隊長等は、彼がイスラエルの王にあらざること
 を悟りて、之を離れ去りしなり。三三然るに偶々民の一人、宛もなく矢を放ちけ
 三四 るに、イスラエル王の頸と肩との間に命中りたれば、彼その馭者に云いけるは
 「我負傷したるに由り、汝の手を回して、我を戦線より牽き出せ。」と。三四か
 くて戦鬪はその日終りぬ。イスラエル王は己が戦車の中に立ちて、夕方までシ
 リア人に當りけるが、日没に及びて死せり。8)

第十九章

ヨザファト全國に裁判官を置く。

二一 かくてユダの王ヨザファトは、無事イエルサレムにあるその家に歸れり。二時にハナ

8) かくてミケアの預言は、アカブが無効ならしめようと百方手を盡したにも拘らず、見事成就した。

三 二の子洞見者イエフ、彼を迎えて之に云いけるは、「汝は不信
 仰なる者」に援助を與え、主を憎む者と友誼を結べり。されば
 汝は寔に主の御怒を受くべかりしも、²⁾ 三 汝にはまた善行もあり
 其は汝ユダの地より並木を取除き、主汝の父祖の天主を求めん
 と心懸けたればなり。」と。⁴⁾ 時にヨザファト、イエルサレムに
 住まいけるが、再び出でて、ベルサベーよりエフライムの山地
 までの民の許に至り、³⁾ 之を主その父祖の天主の御許に呼び戻
 せり。⁵⁾ 彼またユダの堅めあるすべての市に、それぞれにその
 地の裁判官を置きたり。⁶⁾ しかして彼裁判官等に命じて云いけ
 るは、「汝等、己が爲すべきことに注意せよ。蓋は汝等が行う
 は、人の裁判にあらずして、天主のなればなり。汝等何事を裁
 くとも、そは汝等に歸り來るべし。⁷⁾ されば主を畏るる念汝等
 と共にあるべし。すべて慎重に事を爲せ。蓋し主我等の天主に

第十九章 1) アカブは最
 も性の悪い偶像禮拜者で
 あつた。 2) この御怒り
 は一八・三一にある如く、
 既にヨザファトに下つた
 が、これから二〇・三及
 び三五以下にある如く、
 彼の上に、またその死後
 は二一・二〇にある如く、
 彼の一族の上に来るであ
 る。 3) ヨザファトは
 自領の全國を南の境界
 (ベルサベー) から、エ
 フライム山地の南の部分
 である北の境界まで、親
 しく巡回した。

八 は、不義なく、また人を憚り給うことも賄賂を望み給うこともなければなり。」と。4) ハヨザファトまたイエ

ルサレムに、レヴィ人、司祭、及びイスラエルの家長

を置きて、そこに住める者の爲に主の裁判訴訟を裁定

せしめたり。5) 九 すなわち彼等に命じて曰く、「汝等主

を畏れて、忠實に、一心にかく行わべし。10) 凡て、律

法、誠命、典禮、規定などに關して問題ある時、親戚

と親戚との間の訴訟、その邑々に住む汝等の兄弟より

汝等の許に来るあらば、彼等に示せ。是、彼等が主に

對して罪を犯すことなく、御震怒の汝等と汝等の兄弟

との上に下ることなからん爲なり。汝等かく行わば、

罪なかるべし。11) 二 さて汝等の大司祭なる司祭アマリア

は天主に關する事を掌り、イスマヘルの子にしてユダ

4) 申一〇・一七。智六・八。集三五・一五。徒一〇・三四。弗六・九。西三・二五。—司法に關しては、既にダヴィドの治世に整備せられ、レヴィ人に委任せられていたが(代上二三・四。二六・二九以下)、再び衰えたか、もしくは裁き人の數が足らなくなつたのであろう。—5) イエルサレムには聖職者による裁判と、俗人による裁判との二つの裁判制度があつた。この兩裁判所はたゞイエルサレム市の訴訟を裁くばかりでなく、全國に對する最高審理を掌つた。聖職者の方の裁判長は大司祭であり俗人の方の裁判長はユダ族の族長であつた。

の家の長なるザバデアは王の用向に屬する仕事を掌るべし。また汝等の前には教師としてレヴィ人あり。心を勵まして、慎重に事を行え、さらば主善き事に於いては汝等と共に在し給うべし。」

第二十章

アンモン人モアブ人シリア人相結んでヨザファトに當る―敵軍同志討ちして全滅す―彼イスラエルの王オエジアと結ぶ。

一 この後モアブの裔等、アンモンの裔等、及び之と共にアモン人も相集まりて、ヨザファトと戦わんとせり。二 時に使者來りて、ヨザファトに告げて云いけるは、「大群衆海の彼方にある諸處より、¹⁾またシリアより、汝を攻めに來れり。しかも視よ、彼等はアサソン・タマル、即ちエンガツデイにあり。」と。三 是に於いてヨザファト、怖じ恐れ、全く心を専らにして主に祈りユダ全土に断食を布令しめたり。四 よりてユダ、主に祈らんと

第二十章

1) アンモン人(シリアの荒野附近の住民)は、死海の東岸を下りゆき、その南端にいるモアブ人及びエドム人と合して、イエルサレムに向かい、行程十九時間の所まで、氣づかれずに押し寄せて來た。

五 て相集まり、なおその邑々よりも皆主に懇願せんとて来れり。2) 五ヨザ

六 フアト乃ち主の家の新しき庭の前にて、ユダとイエルサレムとの會衆

の中に立つや、3) 六いけらく、「主、我等が父祖の天主よ、汝は天に

七 在す天主にして、萬の國民を統べ治め給う。汝の御手には力と權とあ

八 り、何者も汝に抗する能わず。我等の天主よ、汝はこの地の住民を、

九 汝の民イスラエルの前より、悉く滅ぼし去り、之を汝の友アブラハム

十 の後胤に幾久しく與え給いしに非ずや。八よりて彼等は此所に住み、

汝の御名の爲此所に聖所を建てて云えらく、4) 九 審判の劍、疫病、饑饉

等の災厄、もし我等を襲い來らば、汝の御名の呼ばるるこの家の前に

て、我等汝の御眼前に立ち、我等の患難の時に汝に向かいて叫ばん。

さらば汝聽きて我等を救い給わん。5) 一〇 されば今、アンモン、モアブ、

及びセイル山の裔等を見給え、是等の地は、イスラエルがエジプトよ

り出で來りし時、汝通過するを許し給わざりしにより、避けて迂回し

2) イエルサレムに

3) 司祭の前庭は以

前から再び手入れ

のよく行届いた状

態にされていた。

それでここには新

しき庭と云つてあ

る。その前、即ち

俗人の前庭には王

の立つ高い所があ

つた(六・一三を

見よ。一四) 王上八

・三三。一五) 六章

のサロモンの聖殿

奉獻祈禱より。

二 之を滅ぼさざりしに、⁶⁾ 二 彼等僻事をなして、汝の我等に付し給える領地
 三 より、我等を追い出さんと努む。 二 我等の天主よ、かくても汝は彼等を番
 四 かんとし給わざるか。實に我等にはこの大群衆の我等を攻め來るに抵抗し
 五 得るほどの力なく、我等爲す所を知らず。残るはただ、我等の眼を汝に向
 六 け奉ることのみ。」と。 一三 折しもユダの人々、その小さき者や妻子と共に、
 七 皆主の御前に立ち居れり。 一四 然るに主の靈その群衆の中なるヤハジエルに
 八 下れり、彼はアサフの裔なるレヴィ人にして、マタニアの子イエヒエル、
 九 その子バナヤ、その子ザカリアの子なり。 一五 彼乃ち云いけるは、「すべて
 一〇 のユダ人、及びイエルサレムに住める者、並に汝ヨザファト王よ、傾聽す
 一一 べし、主は汝等にかく曰う、「汝等この大群衆に恐るるなかれ、戦くなか
 一二 れ、戦うは汝等に非ずして天主なればなり。」 一六 汝等明日下りて彼等を攻
 一三 むべし、蓋し、彼等はシスという坂より上り來らん、されば汝等イエルエ
 一四 ルの荒野の向いにある溪谷の頂にて之に出會うべし。 一七 闘うべき者は汝等

6) 申二・一。

— されば彼らには我等を襲うべき理由が少しもない。

の天主の御約東擁護に關係のあることであるから、汝等は天主の大義のために闘うことになる

一八 にあらず、さればただ深く信賴して立ちおれ、然らば汝等主の御祐助の汝等に臨むを見るべし、ああユダ及びイエルサレムよ。恐るるなかれ、戦くなかれ、汝等明日出でて彼等を攻むべし、主汝等と共に在さん。」と。一八 是に於いて

一九 ヨザファト及びユダ並にイエルサレムの住民皆主の御前に、地に平伏して之を禮拜せり。一九 次いでカートの裔及びコレの裔なるレヴィ人等、天まで響けと聲

二〇 高らかに、主イスラエルの天主を讚美したり。二〇 さて彼等朝に起きてテクエの荒野より出で行きけるが、その進むに當りて、ヨザファト彼等の中に立ちて云

いけるは、「ユダの人々、及びイエルサレムの住民皆、我に聽け。主汝等の天主を信ぜよ、さらば汝等安全ならん。その預言者等を信ぜよ、さらば萬事順

三 調に運ばん。」と。三 しかして彼、民に策を授け、また主を謳歌する者を立て

その隊にありて之を讚美せしめ、軍の先頭に進ましめ、且聲を揃えて「主を讚め稱えよ、その御矜恤は永久に存すればなり。」と云わしめたり。8) 三 かくて

彼等讚美を歌い始むるや、主敵方の伏兵をして、味方、即ちユダと戦わんとて

8) 詩一

三五・

一。

二三 出で來れるアンモン、モアブ、及びセイル山の裔等に向かわしめ給
 いければ、彼等討たれたり。9) 三三 即ちアンモン及びモアブの裔等起
 ちてセイル山の住民を攻め、之を殺し滅ぼしたるなり。しかもこの
 仕事を爲し遂ぐるや、また味方に向かいて、互に傷つけ殪し合えり。
 二四 二四 やがてユダ、荒野に向かえる望見の場所¹⁰⁾に至りて遙かに見れば
 その地域一帯、遍く屍に満ち、死を免れ得て生残りたる者一人だ
 二五 二五 にあらざりき。是に於いてヨザファト、及び彼に従う民皆、死者
 の物を奪わんとて來り見たるに、屍の間に諸種の什物、衣服、高價
 なる器などありしかば、彼等之を掠奪しけるが、悉くは搬ぶ能わず
 二六 二六 また三日を経てもその分捕物を持ち去るを得ざりしほど、獲物は夥
 多かりき。三六 さて彼等は四日目に讚美の谷に集まれり、即ち彼等其
 處に於いて主を讚美し奉りしに由り、その所を讚美の谷と稱びて、
 二七 二七 今日に至りしなり。11) 二七 ユダのすべての人々、及びイエルサレムの

9) 天主の御許容によつて敵對した民族が同志討ちして自滅する、こらいうことは聖史上に屢々あつた例えばマデイアンとアマレク(士七・二二)、フィリスト人(母上一四・二〇)など。—10) 戰場を眺めることができる、テクエ周邊の或る高地。—11) この事實の記念はワヂ・ベレイクト(祝福の谷)とカフエルバラカの丘との名に残つてゐる耳三・二及び一二參

二八 住民、ヨザファトをその先頭に立てて、大いなる歡喜もてイエルサレムに
 歸れり、其は主彼等に、その敵に勝つ喜悅を賜いしが故なり。二八しかして
 二九 彼等、琴と小琴と喇叭とを奏しつつ主の家に入れり。二九人々主がイスラエ
 ルの敵と鬪い給いし由を聞くに及びて、主に對する畏怖、地の諸國を襲い
 三〇 たり。三〇かくてヨザファトの王國は靜まりて、天主彼に四方の太平を賜え
 三一 り。三一かくの如くヨザファトはユダを治めたり。彼、統治を始めし時三十
 五歳なりしが、イエルサレムにありて二十五年の間治めたり。因みにその
 三二 母は名をアズバと云いて、セラヒの娘なりき。三二彼はその父アサの道を歩
 三三 みて之を離れず、主の御前に嘉せらるる事を爲せり。三三然れども高き處は
 三四 取除かず、民いまだその心を、主己が父祖の天主に向けざりき。12) 三四さて
 三五 ヨザファトのその殘餘の所行の一部始終は、ハナニの子イエフの言の中に
 録されたり、即ち彼は之をイスラエルの列王の書に載せたり。三五この後
 ユダの王ヨザファトはイスラエルの王オコジアと友誼を結びけるが、この

照。—12) 偶像
 禮拜用の高き
 處は、久しい
 以前からヨザ
 ファトに毀た
 れていた(一
 七・六參照)。
 それで文章前
 後の關係から
 見れば、記述
 者はここでは
 律法に適わぬ
 ながら天主に
 對する祭祀を
 續行していた
 高き處をさし
 ているのであ
 る。

三六 者の所行は甚だ悪しかりき。13) 彼、タルシスに行くべき船¹⁴⁾を造ること三六に參與り、彼等アシオン・ガベル¹⁵⁾にて船隊を造れり。然三七るにマレサ出身のドダウの子エリエゼル、ヨザファトに預言して曰く、「汝、オコジアと盟約を結びたるに由り、主汝の造れるものを打碎き給えり。」と。果して船破壊したれば、彼等タルシスに行くを得ざりき。

第二十一章

ヨラムの悪政とその天罰。

一 やがてヨザファトその父祖と共に眠り、彼等と共にダヴィドの市一に葬られたり。次いでその子ヨラム、彼に代りて王となれり。1) 之二にヨザファトの子たる兄弟、アザリア、ヤヒエル、ザカリア、アザリア、ミカエル、及びサファアテイアあり、是等は皆ユダ王ヨザファトの子等なりき。3) その父は彼等に銀や金、多くの贈物及び年金²⁾を

13) 王上二二・四五。
 14) タルテツスス(タルシス)に至る遠洋航海用に設計された構造の船。—15) 紅海の北部、エラミト灣に臨む風の當らぬ港市。

第二十一章 1) 王上二二・五一。—2) ヘブレオ語「寶物」。

四 ユダの堅固なる市々と共に遣しけるが、王位はヨラムに與えたり
 其は彼長子たりしが故なり。³⁾ 四よりてヨラム起ちてその父の王國
 を治めたり。やがて彼鞏固となるに及び、劍もてその兄弟を悉
 く殺し、⁴⁾ またイスラエルの諸侯をも數人⁵⁾ 殺せり。五ヨラムは
 統治を始めし時三十二歳なりしが、イエルサレムにありて八年の
 間治めたり。六彼はアカブの家が爲したる如く、イスラエルの王
 等の道を歩めり。アカブの娘その妻たりしが故なり。かくて彼主
 の御眼前に悪を行えり。七されど主はダヴィドの家を滅ぼすこと
 を欲し給わざりき、是、その彼と結び給える契約の爲にして、ま
 た彼とその子等とに、常に燈火⁶⁾ を與えんと約し給いしに由りて
 なり。八その頃エドム叛きてユダに服わずなり、自ら王を立てた
 り。⁷⁾ 九よりてヨラムその諸侯及び己が許にある騎兵を悉く率いて
 進み、夜に起ちて己を圍みたるエドム人とその騎兵の長等とを討

3) 律法の明文によれば、
 (申二二・一五—一七)、
 ヘブレオ人の國に於ける王の相續に關する通
 常の規則はかくの如く
 であつた。—4) アピメ
 レク(尤九・五)とア
 タリア(二二・一〇)
 との同様な所行を思い
 出させる、甚だしい野
 蠻行爲。—5) ヨラムが、
 最もその勢力を恐れた
 人々。—6) 王下一一・
 三六とその註參照。
 7) 創二七・四〇。

一〇 たり。一〇然りながら、エドムは叛きてユダの主權に服わずな
 りたるまま、今日に及べり。その時ロブナも亦退きて彼の手に
 服わずなりぬ、是、彼が主その父祖の天主を離れたるに由
 るなり。二 剩え彼はユダの邑々に高き處を築き、イエルサレ
 ムの住民をして姦淫⁸⁾を行わしめ、ユダをして非をなさしめ
 たり。三 時に預言者エリア⁹⁾の許より彼に齎されし一書あり
 その中に記されたるは次の如し、「主汝の父ダヴィドの天主
 はかくぞ曰う、〃汝は汝の父ヨザファトの道をも、ユダの王
 アサの道をも歩まず、三 却つてイスラエルの王等の道を歩み
 ユダとイエルサレムの住民とをして、アカブの家の姦淫¹⁰⁾に
 倣い、姦淫を行わしめ、その上汝の父の家人にして汝より善
 良なる汝の兄弟を殺したれば、一四 視よ、主は汝ならびに汝の
 すべての民、汝の子等、汝の妻等、及び汝のあらゆる所有物

8) 姦淫とは、一般に偶像禮
 拜のこと、とりわけフェニ
 キアの神々に對する淫らな
 祭祀と解すべきである。

9) これはあの有名なテスベ
 人のエリアであるか、それ
 ともヨラムの治世にいた同
 名異人であるか、疑わしい。
 なぜなら前者はヨザファト
 王の時代既に世を去つたか
 ら。またエリアの代りに、
 當時なお存命していたエリ
 サ(エリゼオ)ととること
 もできよう。—10) 本章註八
 参照。

一五 に、大いなる禍を下し給わん。一五 汝また悪しき腹の病に罹り、終に汝

の腸毎日少しづつ露出するに至らん。」と。一六 是に於いて主、ヨラ

ムに對して、ファイリスト人と、エチオピア人に境界を接するアラビア

人¹¹⁾との心を激昂せしめ給えり。一七 よりて彼等ユダの地に上り來り、

之を荒し、王の家にある財物を悉く掠奪し、剩えその子等や妻等まで

も捕え去りしかば、末子なるヨアカズ¹²⁾を除きては、彼の許に一人の

子も残らざりき。一八 この一切の事に加えて、主彼を撃つにその腹部の

不治の病を以てし給えり。一九 かくて日は日に續ぎ、時は過ぎ行きて、

滿二年を経るや、長き病に衰えてその腸さえ出で、その病苦、生命盡

くるに及びて去りぬ。かく彼、いと悲惨なる病にて死しけるが、民は

葬儀の時彼の爲に、その父祖に爲したる如く、慣例による焚くことを

ば行わざりき。¹³⁾ 二〇 彼は統治を始めし時三十二歳にして、八年の間イ

エルサレムにて治めたり。彼は義しく歩まざりき。人々之をダヴィド

11) 従つてアラビア西部の。—12) ヨアカズという名は、

オコジアという名のヘブレオ文字の置き違えから生じ

同一人。二二・一参照。—13) 王や高

貴の人の葬儀には夥しい香料を焚く

のが普通であつた(一六・一四。耶

二二・一九参照)。

の市に葬りたり。然れども王等の墓の中にはあらず。¹⁴⁾

第二十二章

オコジアの治世とその死—アタリアの虐政。

一 時にイエルサレムの住民は、彼の代りにその末子オコジアを立てて王となせり。蓋は、陣營に攻め入りしアラビア人の掠奪者等、彼より年上なる者、即ちその兄等を悉く殺したればなり。かくてユダの王、ヨラムの子、オコジア統べ治めたり。¹⁾

二 オコジアは統治を始めし時、四十二歳²⁾なりしが、イエルサレムにありて一年の間治めたり。その母は名をアタリアと云いて、アムリの娘なりき。

三 彼も亦アカブの家の道に踏み入りぬ。その母彼

¹⁴⁾ その王らしからぬ生涯を非難する意味で、二四・二五にあるヨアスのように。

第二十二章 1) 王下八・二四。 2) 王下八・二六によれば、オコジアが統治を始めたのは、二十二歳の時であつた。オコジアの父ヨラムは四十歳で死んだから(二一・五、二〇)、本書のは多分筆寫の誤りである。

四
 を唆かして天主を蔑する所行をなさしめたるなり。四かくの如くにして、彼はアカブの家の如く、主の御眼前に悪を爲せり。實に彼等³⁾は彼の父の死後その顧問となりて、之を滅亡に至らしめたるなり。五彼は彼等の勸告に従い

五
 て歩めり。しかしてイスラエルの王、アカブの子ヨラムと共に、ガラードのラモトに行きて、シリアの王ハザエルと戦いけるが、シリア人はヨラムに傷を負わせたり。六彼乃ち治療を加えん爲イエズラヘルに歸りぬ、蓋は上述の

六
 戦闘に於いて数多の傷を負いたればなり。よりてヨラムの子ユダの王オコジア下り行きて、アカブの子ヨラムのイエズラヘルに病みおれるを見舞えり。

七
 オコジアが不運にもヨラムの許に来れるは、蓋し天主の御旨たりしなり、⁴⁾即ち到りて、彼と共に主がアカブの家を滅ぼさん爲に注油し給いたるナムシ

八
 の子イエフと戦いに往くべかりしなり。八かくてイエフ、アカブの家を根絶するに當り、ユダの諸侯及びオコジアの兄弟等⁵⁾の子等の、彼に仕えおる者

九
 共を見出して、之を殺せり。九彼またオコジアを探し索めて、そのサマリア

3) 彼にその母が與えた悪しき顧問官等。

4) 天主はその御擣理において、先のことを見し、且許容し給うた。

5) 親戚等

一〇 に潜伏^{ひそ}めるを捕^{とら}えしめたり。しかしてその己^{おの}が許^{もと}に引^ひき來^{きた}らるるや、之^{これ}を殺^{ころ}せり。されど彼^{かれ}は、心^{こころ}を盡^{つく}して主^{しゆ}を求^{もと}めたるヨザファトの子^こなるが故^{ゆゑ}に人々^{ひと}之^{これ}を葬^{ほうむ}れり。之^{これ}よりオコジアの血族^{けつぞく}たる者^{もの}の世^よを治^{おさ}むる望^{のぞみ}は、最早^{もはや}全く絶^たゆるに至^{いた}りぬ。一〇。即^{すなわ}ち彼の母^{はは}アタリアは、その子^この死^しせるを見^みるや、起^たちてヨラムの家^{いえ}の王統^{おうとう}を悉^{ことごとく}殺^{ころ}したるなり。〇。然^{しか}るに王女^{おうじよ}ヨサベトは、オコジアの子^こヨアスを取^とりて、之^{これ}を王子^{おうじ}等の殺^{ころ}さるる中^{うち}より盜^{ぬす}み去^さり、之^{これ}にその乳母^{うほ}を附^つけて寢室^{しんしつ}に隠^{かく}しおけり。因^{ちな}みに彼^{かれ}を隠^{かく}したるヨサベトは、ヨラム王^{おう}の娘^{むすめ}、大司祭^{だいしさい}ヨヤダの妻^{つま}にして、オコジアの姉妹^{しまい}なり。さればアタリアは彼^{かれ}を殺^{ころ}さざりき。二。かくてヨアスは彼等^{かれら}と共に、六年^{ねん}天主^{てんしゆ}の家^{いえ}に隠^{かく}れおりしが、その間^{あいだ}アタリア國^{くに}を治^{おさ}めたりき。

第二十三章

大司祭ヨヤダ、ヨアスを王となす。

一。さて七年^{ねん}目^めに至^{いた}るや、ヨヤダ勇^{いさ}み立^たちて百夫^{ふちゆう}長^{ちやう}たち、即^{すなわ}ちイエロハムの子^こアザリア、

〇) 王下一一。
一。一〇) ヨサベトはヨラムの娘でオコジアの姉妹であつたが、アタリアからではなく、ヨラムの他の妃から生まれたのである。

二 ヨハナンの子イスマヘル、またオベドの子アザリア、アダヤの子マーシア、
 ゼクリの子エリザファト等を迎え、彼等と盟約を結び。1) 2) 彼等ユダを巡
 りて、ユダのすべての邑よりレヴィ人を集め、またイスラエルの家長を集
 めてイエルサレムに來れり。3) 是に於いて會衆皆、天主の家にて王と盟約
 を結びしが、ヨヤダ彼等に云いけるは、「視よ、主がダヴィドの裔に就き
 て曰いし如く、王の子王となるべし。4) されば汝等のなすべき事5) は次の
 如し、5) 汝等、司祭レヴィ人及び門衛にて安息日に來る者の、三分の一は
 門の所に、三分の一は王の館に、三分の一は基礎と稱ばるる門の所に居る
 べし。6) またその殘餘の民は皆、主の家の庭に居るべし。6) 但し司祭と、レ
 ヴィ人の中の勤行をなす者とを除きては、何人も主の家に入るべからず。
 ただ彼等のみ入るを得べし、彼等は聖なればなり。殘餘の民は皆、主の警
 衛をなすべし。7) 7) レヴィ人は各々その武器を持ちて、王の周圍に在るべし。
 (他の人もし聖殿に入るあらば、之を殺すべし。8) 彼等、入るにも出づる

第二十三章

1) 王下一一・

四。―2) 原語

sermo 「言」。

3) 司祭やレヴ

ィ人は安息日

から次の安息

日まで、班に

なつて勤行を

した。―4) 司

祭専用の部屋

の外で。

八にも王と共にあるべし。」と。八是に於いてレヴィ人及びすべてのユダ、よろず大司祭ヨヤダの命じたる所に循いて爲し、各々その配下にある人々を率いけるが、是等は安息日の順に従い、安息日を果して、出づべき者と共に入りき。即ち大司祭ヨヤダは、毎週交代するを慣とする班を去らしめざりしなり。九しかして司祭ヨヤダ、百夫長等⁵⁾にダヴィド王が主の家に奉獻したる槍と楯と小楯とを與えたり。一〇彼また聖殿の右側より聖殿の左側まで、祭壇と聖殿との前王の周圍に、劍を持てるすべての民を立てたり。二次いで人々王子を連れ來り之に冠を戴かせ證詞を付し、律法を授けてその手に持たせ、之を立てて王となせり。大司祭ヨヤダ及びその子等、また之に油を注ぎぬ。しかして之が幸を祈りて云いけるは、「王よ、壽長かれ。」と。6) 一三アタリア之を、即ち馳せ行きて王を稱うる者⁷⁾の聲を聞くや、主の聖殿に入りて民の許に至れり。一三かくて王が入口の階段の上に立ち、諸侯及び諸隊之を圍み、國の民皆喜びて、喇叭を吹き、諸種の樂器を奏で、讚美の聲を擧げおるを見るに及び、彼女その衣服を裂

5) 王の親衛隊の。
6) 「万歳の」の意。
7) 王に向かつて歡呼する。

一四 きて云いけるは、「叛逆、叛逆。」と。一四折しも大司祭ヨヤダ、百夫長等及び軍の諸將の許に出で行きて、彼等に云いけるは、「之を聖殿の境内より引き出し、外に於いて之を劍もて殺すべし。」と。8) 即ち司祭は主

一五 の家の中にて彼女を殺すべからずと命じたるなり。一五よりて彼等彼女の頸に手をかけ、その、王の館の馬の門より入るに及びて、其處にて之を殺せり。一六かくてヨヤダ、己とすべての民と王との間に、主の民たるべ

一七 しの契約を結べり。一七是に於いて民悉くバールの家の) に入り行き、之を毀ち、その祭壇と像とを打ち碎き、またバールの司祭マタンを祭壇の前にて殺せり。一八ヨヤダはまたダヴィドが主の家に分ち置きたる司

一八 祭及びレヴィ人の手の下に、主の家の司等を立て、ダヴィドの指定に循い、モイゼの律法に録されたる如く主に燔祭を献げて喜び歌えり。一九彼

二〇 また主の家の門に、門衛を置き、以て如何なる事にも不淨なる者は入るを得ざらしめんとしたり。二〇さて彼は百夫長等、勇士達、及び民の長

8) 大司祭のこの命令は、アタリアが流した血に對する正當な刑の宣告。一)の一説によれば、このバールの神殿は(二一・一一・二四・七参照)ヨラムの治世にアタリアが、聖殿の外の前庭に建てたものであつた。

三
 等¹⁰⁾と、国のすべての民とを率い、彼等王を主の家より下らしめ、上の門の中より王の館に入らしめて、之を王位に即けたり。三かくて國民擧りて歡び、邑は太平となれり。アタリアは劍もて殺されたり。

10) ケレト人とフエルト人との軍團。すなわち王の近衛軍團。

第二十四章

ヨアス、ヨヤダの存命中善政を布きたれど、後偶像禮拜を許し、ザカリアを殺さしむ—彼その臣下に殺さる。

一 ヨアスは統治を始めし時七歳なりしが、イエルサレムにありて、四十年の間治めたり。その母は名をセビアと云いて、ベルサベ一の出身なりき。1) 彼は司祭ヨヤダが生くる日の限り、主の御前に善き事を爲せり。三さてヨヤダは彼に二人の妻を娶り與えぬ、2) 彼之等によりて男子、女子を儲けたり。四この後ヨアスは主の家を修復せんと思ひ立てり。五彼乃ち司祭及びレヴィ人を集めて之に云いけるは、「出でてユダの市々に至り、毎年汝等の天主の聖殿を修復すべき金をすべてのイスラエル人よ

第二十四章

1) 王下二一・二一。一二・一。
 2) ヨアスはその頃王家唯一の嫡男であつたからこれに早く結婚させることが肝要であつた。ま

り集めよ、急ぎ之を爲せ。」と。然るにレヴィ人は怠りがち

に之を爲せり。六王、長なるヨヤダを召びて之に云いけるは、

「汝何故に、レヴィ人を督勵して、主の僕モイゼが、イスラ

エルの全會衆が證詞の幕屋に持参すべしと定めたる金を、³⁾

ユダとイエルサレムとより持参せしむるよう計らわざりし

ぞ。」と。七不敬なるアタリア及びその子等⁴⁾は、天主の家を

破壊し、主の聖殿に奉獻せられたる諸々の物を以て、パール

の社を飾りしなり。八王乃ち命じければ、人々一つの箱を作

りて、之を主の家の門の外に置けり。九次いで人々、天主の

僕モイゼが荒野にてすべてのイスラエルに課したる價を、各

々主の御許に持参すべしと、ユダ及びイスラエルに布令た

り⁵⁾。一〇さるほどに諸侯ならびにすべての民、喜びて入り來

り、主の箱に溢れんばかりに投げ入れたり。二愈々レヴィ人

たヨヤダが彼に重婚させな

ければならぬと思つたのも

同じ理由からであつたこと

は疑いない。天主はユデア

人達が心頑なために、一夫

多妻制を大目に見給うた。

³⁾ 出三〇・一三。一⁴⁾ これ

はアラビア人にかの女の息

子等が殺される(二一・一

七) 前の事とするか、ま

たは「子等」の代りに一子

オコジアと書くべきである

う。聖ヒエロニモは、かの

女の精神的息子等たる、バ

ールの司祭達と解している

⁵⁾ 出三〇・一二。

の手により、王の前に箱を持ち行くべき時至るや、（金銭の夥しきを見て）
 王の書記官と、司祭長が任命したる者と、入りて箱の中にある金銭を傾出し
 また箱を元の處に持ち行き、毎日かくの如くになしたるに、莫大なる金集ま
 りたり。二三王とヨヤダ、乃ち之を主の家の工事を掌る者に與えければ、彼等
 之を以て、主の家を修理せん爲に石を切る者やそれぞれの工匠を雇い入れ、
 また崩れかけたる所を支えん爲に鐵工及び青銅工をも雇い入れたり。二三工事
 をなす人々勉め勵みて、壁の割目をその手によりて塞ぎ、主の家を舊態に復
 して之を堅固に建て直せり。一四工事全く成るに及びて、人々王とヨヤダとの
 前に、金の殘部を持ち來りしかば、それを以て聖殿の勤行と、燔祭とに用う
 る器、また鉢その他金銀の器、を作りぬ。しかしてヨヤダの生くる日の限り
 絶えず主の家にて燔祭を献げたり。一五されどヨヤダは老いて日數滿ち、百三
 十歳にて逝けり。一六人々は之をダヴィドの市に、王等の許に葬りぬ、其は彼
 イスラエルとその家とに對して善き事を爲したればなり。一七然るにヨヤダ

の聖殿が竣工する
 と、聖具類も作られ、その数も殖えた。
 の王等の墓所に葬られると
 いう榮譽は、イスラエルの歴史を通じて、ただ大司祭ヨヤダに與えられ

一八 の逝きたる後、ユダの諸侯入りて王に敬禮しければ、彼其の慇懃に心和みて彼等に聽き従えり。8) 一八 それより彼等、主

その父祖の天主の聖殿を棄て、並木や偶像に仕えければ、

この罪の爲にユダとイエルサレムとに對して御震怒下れ

一九 り。一九 主、彼等に預言者等を遣して、彼等をして主の御許

に立ち歸らしめんとし給いけるが、彼等聽くを欲せざりき。

二〇 時に天主の靈、ヨヤダの子司祭ザカリアの)に下りしかば

彼民の眼前に立ちて之に云いけるは、「主なる天主、かく

ぞ曰う、〃汝等己に不利なるに、主の御誠命を破り、主を

棄て奉りて、その汝等を棄て給うようになしたるは何故ぞ

二一 や。〃と。〃三 されど人々結束して彼に反抗し、王の命令

三 三 に循い主の家の庭にて石を擲てり。三三 かくヨアス王は、彼

の父ヨヤダが己にかけたる恩を憶わずして、その子を殺し

ているだけ。彼はダヴィド王家を滅亡より救い、王の年少の間は國政を執つた。—8)彼らは、アタリアの治世の如く、神々に犠牲を獻げさせてくれと願つたのに、王は心弱きが故に、自分は關與しなかつたものの、それを許した(一八節)。—9)マテオ二三・三五でキリストが云つておいでになるのと同一人。彼がここでバラキアの子と稱せられてゐるのは、多分ヨヤダがバラキアという別名を有していたかこのバラキアが彼の祖父であつたかに由るのである。

二二 ぬ。彼死するに當りて、「主は、鬱して糺彈し給えかし。」と云
 二三 えり。10) 然るに一年回りてシリアの軍勢、彼を攻めに上り來り
 ユダとイエルサレムに至りて民の長等をすべて殺し、その分捕物
 二四 を悉くダマスコの王の許に送れり。11) 時にシリア人は極めて少
 數にて來りたれど、主はその手に無數の大群衆を付し給えり、其
 は彼等主その父祖の天主を棄て奉りたればなり。なお彼等は12) ヨ
 二五 アスに恥ずべき審判13) を行いたり。彼等は退く時大病の彼をお
 きて去れり。またその臣僕等も司祭ヨヤダの子の血の仇を報いん
 爲、起ちて彼に叛き、之をその床の中にて殺したり。彼死したれ
 ば、人々之をダヴィドの市に葬りしが、王等の墓には入れざりき。
 二六 さて彼に對して陰謀を企てしは、アンモンの女セマートの子ザ
 二七 バド、及びモアブの女セマリトの子ヨザバドなりき。更に彼の
 子等、彼の下に集められし金額、14) 主の家の修復などに就きては

10) 聖殉教者の祈は二五節において早くも聽き容れられる。—11) 王下一二・一七。—12) シリア人。—13) ヨアスに對する裁きとは、彼が負傷して、苦痛の裡に床に就き、遂に殺されるに至つたこと(二五節)をさすのである。—14) シリア人が彼に負わせた貢税の金額。ヘブレオ語聖書では意味異なる。「彼に對して告げられし多くの託宣」。

列王の書に正確に録されたり。次いでその子アマシア、彼に代りて王となれり。

第二十五章

アマシアの治世—アマシア、ヨアスに敗れ、己が民に殺さる。

一 アマシアは統治を始めし時、二十五歳なりしが、イエルサレムにありて二十九年の間治めたり。その母は名をヨアデンと云いて、イエルサレムの出身なりき。¹⁾ 彼は主の御眼前に善を行えり、然れども心を全く注ぎてには非ざりき。²⁾ 彼己が王位の堅きを見るに及びて、その父王を殺したる臣僕等を縊り殺せり。³⁾ 但しモイゼの律法の書に録されたる如く、その子等をば殺さざりき。即ち主その中に命じて曰わく、「父を子の爲に、子をその父の爲に殺すべからず、各人已が罪の爲に死すべし。」⁴⁾ と。⁵⁾ かくてアマシア、ユダ人を集め、その家々に循いて、ユダ全土とベンヤミンとにある千夫長及び百夫長毎に之を配屬せしめたり。なお二十歳以上の者を調べ見たるに、戦争に出づるを得べき、槍と楯とを携うる若者三十万ありき。⁶⁾ 彼また銀百タレント

第二十五章

1) 王下一

四・二。

2) 申二四

・一六。

王下一四

・六。結

一八・二

○。

3) この数

はユダ王

國がかな

七 にて、イスラエルより勇士十方を雇い入れたり。七折しも
 天主の人彼の許に來りて云いけるは、「王よ、イスラエルの
 軍勢は汝と共に出征くべからず、蓋は主、イスラエル即
 ちエフライムのすべての裔等⁴⁾に與し給わざればなり。
 八 汝もし戦争は兵力によると思わば、天主汝をして敵に敗
 れしめ給わん。蓋し助くるも、また敗走せしむるも、天主
 九 の事なればなり。」と。九アマシア、天主の人に云いけるは
 「然らばわがイスラエル兵に與えたる百タレントは如何に
 かなるべき。」天主の人彼に答えけるは、「天主はそれより
 も遙かに多くを、その有し給う所より、汝に與うることを
 一〇 得給うなり。」と。一〇アマシア乃ちエフライムより己が許
 二 に來りし軍勢を分ちてその處に歸らしめたるに、彼等ユダ
 に對して激しく怒り、己が故郷に歸り行けり。二それより

り劣勢であることを證するもの
 何となればアサの軍勢は五十八
 萬人(一四・八)、ヨザファトの
 は百十六萬人(一七・一四以下)
 に達しているから。エドム人、
 フイリスト人、アラビヤ人、及
 びシリア人との戦争で人口が減
 少したのである。またこの戦役
 にはあまり大軍(一一節)を募
 るうとしなかつたせいもあるら
 4) エフライムのすべての裔等と
 いう語は、意味の曖昧になるの
 を防ぐため附加したものだ。イス
 ラエルという名は時々南方王國
 をさすのに使われる。一二・六。
 一五・一七などを参照。

二 アマシヤは確信を以て民を率いて出で、塩の谷に行きてセイルの裔等⁵⁾
 一万を討ち取りぬ。二ユダの裔等また他の一万人を生捕にして、或岩の
 崖の所に引き行き、之をその頂より眞逆様に突き落したれば、彼等皆碎
 けたり。二三なおアマシヤが送り返したるによりて彼と共に戦争に行かざ
 りしかの軍勢は、サマリアよりベトホロンまでユダの市々に侵入して三
 千人を殺し、多くの物を掠奪せり。一四さてアマシヤはエドム人を殺した
 一四 後、セイルの裔等の神々を取り來り、之を己が神として安置し、之を禮
 一五 拜し之に香を焚けり。一五 この故に主アマシヤに對して怒り、彼の許に
 預言者を遣して、彼に云わしめ給いけるは、「己が民を汝の手より救い
 一六 出さざりし神々を、汝何故に禮拜したるぞ。」一六 彼、かく語りし時、彼
 これに「汝は王の顧問官なるか。黙せよ、然らずば我汝を殺さん。」と、
 答えければ、預言者退出らんとして云いけるは、「我は知る、天主が汝
 を殺さんと思ひ給えるを、其は汝この悪しき事を爲し、剩えわが勸告に

5) エドム人。

6) 後にローマ人が行つたのと似ている。征服者は征服された國民の奉ずる神を禮拜することによつて、彼らをも服従させておくことができると信じていたのである。しかしイスラエル人がそれらすることは律法中に度々且嚴重に禁じてあつた。

一七 従わざればなり。」と。一七は是に於いてアマシヤ、極めて悪しき策を用い、
 イエフの子ヨアカズの子なるイスラエル王ヨアスの許に人を遣して云わ
 一八 しめけるは、「いざ、我等互に相見えん。」と。一八 然るに彼その使者を
 遣り返して云わしめけるは、「リバノンにある薊、リバノンの杉の許に
 一九 // わが子に汝の娘を妻として與えよ。」と云い遣りしに、視よ、リバノ
 ンの森にある獸等、通りて薊を蹂み躪れり。8) 汝は // 我エドムを打破
 二〇 れり。// と云いて、その故に心驕れり。汝の家に坐しおれ。9) 汝何故に
 災厄を己に招きて、汝もユダも諸共に倒れんとするぞ。」と。二〇 されど
 アマシヤは聽かんともせざりき、是、彼がエドムの神々の爲に、敵の手
 二一 に付さるべきは、主の御旨たりしに由りてなり。三 イスラエルの王ヨア
 ス乃ち上り來り、彼等互に出でて相見えたり。時にユダの王アマシヤは
 二二 ユダのベトサメス¹⁰⁾に在りき。三 然るにイスラエルの向う所、ユダ崩れ
 二三 立ちて、その天幕に逃げ入りぬ。三 三 それよりイスラエルの王ヨアスは、

7) 前後の關係から、この語はつまり宣戰布告の意を含んでゐることがわかる。
 8) 王下一四・九。
 9) 汝の戰勝の譽れに満足して、家に留つておれ
 10) ベトサメスはイエルサレムから西へ六時間の行程にあり、今のアイン・シエムス村。

二四 隅の門¹¹⁾に至る四百クビトの間毀てり。彼またすべての金銀、及び
 天主の家と、オベデドム¹²⁾の許と、王の館の寶庫とにありし諸々の器
 具を取り、更に人質の子等をもサマリアに連れ歸れり。三三されどヨア
 二五 スの子ユダ王アマシアは、ヨアカズの子イスラエル王ヨアスが死した
 二六 る後、なお十五年の間生き存えたり。三六さてアマシアの殘餘の事の一
 二七 部始終は、ユダとイスラエルとの列王の書に録されたり。三七彼の主を
 離れたる後、イエルサレムにて彼に叛逆を企つる者共ありしかば、彼
 二八 ラキス¹³⁾に逃げしが、彼等人を遣し、其處にて彼を殺せり。三八しかし
 て人々之を馬に載せて持ち來り、ダヴィドの市に之をその父祖と共に
 葬りぬ。

11) イエルサレムの自然の防禦物の何もない北側にある
 12) オベデドムは聖殿の倉庫係。
 13) ラキスはロボアムが築いた要塞の一つ。

第二十六章

オジア王となりて榮えしが、司祭の職權を侵すに及び、癩を病む。

一 是に於いてユダの民、擧りて十六歳なるその子オジアを立て、その父アマシアの代りに王となせり。二 彼は王がその父祖と共に眠りし後、アイラトを建て、三 之を再びユダの權下に加えたり。四 オジアは統治を始めし時十六歳なりしが、イエルサレムにありて五十二年の間治めたり。その母は名をイエケリアと云いて、イエルサレムの出身なりき。五 彼は萬その父アマシアが爲したる所に循い、主の御眼に義しと見ゆる事を爲せり。六 しかして天主を了り且見たるザカリアの存命中は、彼、主を求めけるが、その主を求めし間は、彼何事に於いても之を導きたり。七 終に彼出でてフィリスト人と戦い、ゲトの石垣、ヤブニアの石垣、及びアゾトの石垣を毀ち、アゾトとフィリスト人の所とに邑を建てたり。八 天主はフィリスト人、

第二十六章 一) 王下一四・二一。多分年上の一王子を無視して。二) アクラバ灣(エラミト灣)の北端に。三) よく知れていない聖なる一人物。彼は、ヨヤダがヨアスに對すると同様な影響を、オジアに及ぼした。

グルバールに住むアラビア人、及びアンモン人を討つ彼を助け給いぬ。

八 アンモン人はオジアに禮物を齎せり。かくて彼の名は、その勝利頻りなるに由りて、エジプトの入口までも擴まれり。

九 オジアはイエルサレムの隅の門の上、谷の門の上に塔を建て、更に石垣の同じ側に他のを建てて、

之を堅めたり。一〇 彼また荒野にも塔を築き、⁴⁾ 数多の水溜を掘れり、其は、

彼、平野にも廣き沙漠にも、家畜を多く有てるに由りてなり。なお彼は山

々及びカルメル⁵⁾に葡萄畑と葡萄栽培人とをも有てり、蓋し彼は農業を好

む人たりしなり。二さて戦争に出ずるその闘士の軍勢は、書記官イエヒエ

ルと教師マーシアとの配下、及び王の諸將の一人なるハナニアの配下にあ

りき。二二 勇士を率いる諸族よりの隊長の數はすべてにて二千六百人。二三 是

等に從う軍勢はすべてにて三十万七千五百人、いづれも戦鬪に長じ、王の

爲に敵と戦う者なりき。二四 オジアはまた彼等、即ち全軍の爲に、楯、槍、

兜、鎧、弓、及び石を抛つ投石器を用意せり。二五 更に彼はイエルサレムに

4) 領地の南及び南東にある

ユダの荒野に

そこでいつも

草喰む羊群を

守るため。

5) イスラエル

王國に屬し、

廣く知られて

いる同名の山

ではなく、へ

ブロンから南

へ二時間の行

程にある小村

一六 て之を強うし給いたればなり。一六されど彼強大となるに及び、その心
 爲のものとしり。是に於いて彼の名は遠くまで聞えたり、其は主彼を助け
 一七 香壇の上にて香を焚かんとせり。一七 司祭アザリア、及び之に従う司祭た
 一八 る剛毅の士八十人、直に彼の後より入り、一八 王に反對して云いけるは、
 「オジヤよ、主に香を焚くは汝の職務に非ずして、司祭等、即ちかくの如
 き勤行の爲に聖別せられたるアーロンの裔等の職務なり。聖所より出で給
 一九 え、輕蔑し給う勿れ、其はこの事主なる天主によりて、汝の光榮に歸せら
 れざるべければなり。」と。一九 オジヤ乃ち怒りて、香を焚くに用うる香爐
 を手に持ち、司祭等を威嚇しけるに、忽ち主の家の中、香壇の上、司祭等
 二〇 の前にて、その額に癩生じたり。二〇 大司祭アザリア及びその殘餘の司祭等
 も皆、彼に目を注ぎてその額の癩を見るや、急ぎ之を逐い出せり。一〇 彼自

6) 石を弾いた
 り飛ばしたり
 する機械。
 の二三・六及
 び民一八・一
 一七の規定に
 背く。一〇) 即
 ち彼の意圖の
 反對。一) 出三
 〇・七以下。
 9) 民一二・一
 〇にあるモイ
 ゼとアーロン
 との姉妹マリ
 アに對しての
 如く、また王
 下五・二七に
 あるエリゼオ

二 からも亦、愕きて速かに出で行けり、其は彼、直にそれが主よりの禍なるこ
 とを感じたればなり。三 かくオジア王はその死する日まで癩病者たり、満
 身癩にて離れ家に住みおりしが、その爲に主の家よりも棄てられたりき。
 三 次いでその子ヨアタム王の家を理め、國の民を裁けり。10) 三三さて、オジア
 の殘餘の事の一部始終は、アモスの子預言者イザヤ、之を録したり。三三や
 がてオジア、その父祖と共に眠りしかば、人々之を王の墓地の畑に葬り
 ぬ。11) 是、その癩病者たりしに由りてなり。次いでその子ヨアタム、彼に
 代りて王となれり。

第二十七章

ヨアタムの治世。

一 ヨアタムは統治を始めし時二十五歳なりしが、イエルサレムにありて十
 六年の間治めたり。その母は名をイエルサと云いて、サドクの娘なりき。1)
 二 彼は萬その父オジアが爲したる如く、主の御前に義を行えり、ただ主の

の下僕ギエジに對しての如く、大急ぎで
 10) 王下一五・
 五。11) 同じ
 墓地に。しか
 し同じ墓にで
 はない。

第二十七章

1) 王下一五・

三三。

三 聖殿には入らざりき。民はなお罪を犯せり。三 彼は主の家の高
 四 き門²⁾を建て、オフエル³⁾の石垣を多く増築せり。四 またユダ
 五 の山々に邑を、森の中に城と塔とを建てたり。五 彼アンモンの
 六 裔等の王と戦いて之に勝ちたれば、アンモンの裔等はその時、
 七 銀百タレント、小麦一万コル、大麦同量を彼に與えたり。アン
 八 モンの裔等は二年目にも三年目にも之を彼に献げたり。四 六 ヨア
 九 タムは主その天主の御前に於いてその道を正しくしたるに由り
 て、強大となれり。七 さてヨアタムの殘餘の事、そのすべての
 八 戦争及び所行は、イスラエルとユダとの列王の書に録されたり。
 九 八 彼は統治を始めし時二十五歳なりしが、イエルサレムにあり
 て十六年⁵⁾の間治めたり。九 やがてヨアタムその父祖と共に眠
 りしかば、人々之をダヴィドの市に葬りぬ。次いでその子アカ
 ズ彼に代りて王となれり。

2) 彼はまた、王城から聖殿の前庭にゆく門を建てた。— 3) オフェルとは、シオン山の堅固な石垣をめぐらした一つの峯。
 4) 彼らは既にオジアに納貢の義務を負わされていたが、自由になるうとしてヨアタムに敗れたのであつた。— 5) 少数の人は二〇・一五にある二十年をオジアとの共同執政で説明し、それが癩病になつたので、單獨執政が十六年に及んだのだという

第二十八章

アカズの悪政。

一 アカズは統治を始めし時二十歳なりしが、イエルサレムにありて十六年の間治めたり。彼、その父ダヴィドの如くには主の御眼前に義を行わずして、¹⁾ イスラエルの王等の道を歩み、剩えバールの像を鑄造せり。²⁾ 彼はベネンノムの谷³⁾にて香を焚き、主がイスラエルの裔等の來るに及びて滅ぼし給える國人⁴⁾の典禮に循い、その子等を火に入れて献げし者なり。⁴⁾ 彼また高き處や丘の上、及びすべての繁れる樹の下にて犠牲を献げ、香を焚けり。⁵⁾ 是に於いて主その天主、之をシリア王の手に付し給いしかば、彼之を撃ち破り、その王國より鹵獲物數多取りてダマスコに持ち行けり。彼またイスラエル王の手にも付され、撃ち破られて大損害を喫せり。⁴⁾

第二十八章 1) 王下一六・二。 2) ベネンノムの谷とは、ゲピンノム(ゲヘンナ)とも稱し、イエルサレム市のそばのセドロンの谷の南の部分をいう。 3) カナア人。 4) この事件の次第は、王下一六・五―九を見よ。 周圍の諸民族は相結んでアツシリアに當つたのでアツシリア王の味方をしたアカズも非常な苦境に陥つたのである。

六 即ちロメリアの子ファケール、一日の中にユダの者十二万⁵⁾を殺しけるが、そはいずれも皆軍人なりき。是、彼等主その父祖の天主を離れ奉りたればなり。七 その時エフライム出身の有力なる人ゼクリは、王の子⁶⁾ マーシア、その家の宰エズリカム、及び王に次ぐエルカナをも殺せり。八 またイスラエルの裔等、その兄弟の中より婦人、少年、少女など二十万人⁷⁾を捕虜とし、なお無数の鹵獲物を取りて之をサマリアに持ち行けり。九 折しも其處にオベドと名乗る主の預言者あり、その軍勢のサマリアに來るを出で迎えて之に云いけるは、「視よ、主汝等の父祖の天主、ユダに對して怒り、之を汝等の手に付し給いしが、汝等彼等を慘殺したれば、汝等の残忍は天にまで達したるほどなりき。一〇 剩え汝等はユダとイエルサレムの裔等を屈服えて、僕婢となさんと欲す。されどこの事は決して爲すべからず。蓋は汝等之によりて主汝等の天主に罪を犯したればなり。8) 二却つ

5) 二五・六及び二六・一三によれば、全兵数の約三分の一。
6) アカズの子でない一王子。一) この殺された者や捕虜として引かれた者の夥しい数は、間違え易いヘブレオ數字の解讀の謬りによつて生じたと云えないこともない。兎に角九節から、その殺戮が非常に大がかりなものであつたことがわかる
8) 第一の罪はユダに戦争を仕かけたこと

二三 てわが勸告を聴き、汝等がその兄弟の中より引き來りし捕虜等を連れ歸れ
 其は主の大いなる御震怒、汝等に迫りつつあればなり。」と。二三よりてエ

一三 フライムの裔等の長たる人々、即ちヨハナンの子アザリア、モソラモトの
 子バラキア、セルムの子エゼキア、アダリの子アマサ等、戦争より歸り來
 りし者共に向かいて立ち、一三彼等に云いけるは、「汝等此處に捕虜等を引

一四 き入るべからず。これ、我等が主に罪を犯さざらんためなり。汝等何故に
 我等の罪に罪を加え、舊き愆に愆を積重ねんとするぞ。蓋しそは大いなる
 罪にして、主の激しき御震怒、イスラエルの上に迫りつつあるなり。」と。

一五 是に於いて戦士等、鹵獲物及びすべてその捕え來りし者共を、長等なら
 びに全會衆の前にて返しければ、一五上述の人々立ちて捕虜等を受取り、

皆裸なるに鹵獲物の中より衣服を着せたり。かく衣服を着せ靴を穿かせ、
 食物飲物もて力をつけ、疲勞に對しては油を塗るなど、彼等を劬りたる後
 すべて歩む能わざる体弱き者は、之を家畜⁹⁾に乗せ、棕櫚の市イエリコの

で、それが物を鹵獲して持ち去つたこと殊に女子供を捕虜として連れ去つたことによつて、一層重くなつた八一〇節を見よ。
 9) 驢馬。

一六 その兄弟の許に連れ行きて、サマリアに歸れり。一六その頃
 アカズ王、アツシリア人の王の許に人を遣して援助を求め
 たり。10) 一七即ちエドム人來りてユダ人を多く撃ち殺し、大
 いに物を掠奪したるなり。一八ファイリスト人も亦平野の邑々
 及びユダの南部に侵入し、ベトサメス、アヤロン、ガデロ
 ト、ソコ、タムナン、ガムゾならびにその村々を取りて、
 一九其處に住めり。一九是、ユダの王アカズの故に、主ユダを辱
 しめ給いしなり。其は彼御祐助を剝奪し、11) 主を輕んじ奉
 二〇りたるに由りてなり。三〇主なおアツシリア王テルガトファ
 ルナサルをして之に向かい來らしめ給い、彼之を惱まし、
 三二何の抵抗をも受けずして荒らし廻れり。12) 三二よりてアカズ、
 主の家、王及び諸侯の館より物を取り、アツシリア王に禮
 物として與えたり、然れども些かも彼に益する所あらざり

10) 預言者イザヤは、アツシリア王を恃まず天主に信賴をおくよ
 う王にすゝめたが、それでもア
 カズはテルガトファアルナサル三
 世に繼つた。で、彼は來つて北の
 王國を荒らし、數多の人を捕虜
 としてアツシリアに引いて行つ
 たのである(王下一五・二九)。
 11) 彼が天主の御祐助を剝奪した
 とは、偶像禮拜を行わせたこと。
 12) アツシリア王はイスラエルを
 征服した後、アカズを裏切つた
 が、アカズは彼に貢を納めざる
 を得なかつた。

二三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
 き。13) 剩え彼はその患難の時にも一層主を軽んじ奉れり。即ちア
 カズ王は己自ら、三三 彼を撃ちしダマスコの神々14) に犠牲を屠り献
 げて曰く、「シリアの王等の神々は彼等を助け給う。我供物もて彼
 等を宥めん、さらば彼等我を助け給わん。」と。されど彼等は却つ
 て彼と全イスラエルとを滅ぼす者となりしなり。二四 次いでアカズは
 天主の家の器具を悉く取りて碎き、天主の聖殿の扉を閉鎖し、己が
 爲にイエルサレムの隅々に遍く祭壇を造れり。二五 彼またユダのすべ
 ての邑にも香を焚く爲の祭壇を築き、かくて主その父祖の天主の御
 怒を招きぬ。二六 さて彼の殘餘の事、及びそのすべての所行の一部始
 終は、ユダとイスラエルとの列王の書に録されたり。二七 やがてアカ
 ズはその父祖と共に眠りしかば、人々之をイエルサレムの市に葬り
 ぬ。即ち彼等は之をイスラエルの王等の墓には納めざりしなり。次
 いでその子エゼキア、彼に代りて王となれり。

13) 異教國民と結ぶこ
 とは、天主の選民イ
 スラエルにとつては
 常に破滅の基であつ
 た。—14) アカズは天
 主を離れて既に、自
 分の敗北を己の偶像
 禮拜の天罰と認めて
 天主に立ち帰る代り
 に、天主に反對の神
 々に助けを求めるほ
 どひどく墮落してい
 た。この前の歐洲戰
 争後の經驗でも、同
 様な事が實證されな
 いか。

第二十九章

エゼキア聖殿を潔め、宗教を復興す。

一 かくてエゼキア、二十五歳の時統治を始め、イエルサレムにありて二十九
 二 年の間治めたり。その母は名をアビアと云いて、ザカリアの娘なりき。彼
 三 は萬その父ダヴィドが爲したる所に倣い、主の御眼前に嘉せらるる事を爲せ
 四 り。彼はその統治の第一年第一月に、主の家の扉を開き、¹⁾ 且之を修繕せ
 五 り。四しかして彼司祭及びレヴィ人を連れ來りて、之を東の廣場に集め、
 六 五之に云いけるは、「レヴィ人よ、我に聽け。汝等身を潔めて、主汝等の父
 七 祖の天主の家を清うし、あらゆる穢れ²⁾を聖所より除き去れかし。我等の
 八 父祖は罪を犯し、主汝等の天主の御眼前に惡を爲して之を棄て奉り、主の幕
 九 屋に己が顔を背けて背中を見せたり。七彼等は玄關にある戸を閉鎖し、燈火
 十 を消し、聖所にてイスラエルの天主に香を焚かず、犠牲を献げざりき。八こ
 十一 の故に主の御震怒、ユダとイエルサレムとに對して發し、主彼等を動搖と滅

第二十九

章

1) 聖殿の扉はアカズの治世に閉鎖されていた(二八・二四)。
 2) 偶像禮拜に關係のあるものを悉く

九 亡と嘲弄あやうろうとに付つし給たまえること、汝等なんじらが自らみずかま目のあたり見みる如ごとし。九九視みよ、我等われらの父ちちが劍つるぎに殪たおれ、我等われらの息子むすこ、娘むすめ、妻等つまらが捕虜とりことして引ひかれしは、この惡事あくじの故ゆゑなり。3) 一〇 されば今いま、我われは我等われらが主しゆイスラエルの天主てんしゆと契約けいやくを結むすぶことを欲のぞむ、さらば主しゆその激はげしき御震怒おんいかりを我等われらより轉てんじ給たまわん。二 わが子等こらよ、怠おこたるなかれ。主しゆが汝等なんじらを選えらび給たまえるは、汝等なんじらがその御前みまへに立たち、之これに仕つかえ、之これに祭祀まつりを行おこない、之これに香かうを焚たかん爲ためにこそ。」と。一三 是こゝに於おいてレヴィ人びとた起たてり、即すなわちカートの子孫こらにてはアマサイの子こマハト、アザリアの子こヨエル、次つぎにメラリの子孫こらにては、アブデイの子こキス、ヤラレールの子こアザリア、またゲルソンの子孫こらにては、ゼンマの子こヨア、ヨアの子こエデン、一三 更にエリサフアンの子孫こらにては、サムリとヤヒエル、なおアサフの子孫こらにては、ザカリアとマタニア、一四 然しかのみならずヘマンの子孫こらにては、ヤヒエルとセメイ、またイデイトウンの子孫こらにては、セメヤとオジエル。一五 彼等かれらその兄弟きょうだいを集あつめて身みを潔きよめ、王おうの指圖さしずと主しゆの命めいとに循したがい、天主てんしゆの家いえを清きようせんとして入いれり。一六 また司祭等しさいらも主しゆの聖殿せいでんを

3) 二八 章參照

4) レヴ

イ人が入るを許され
ていな
い、聖
殿本堂
の潔め
は、司
祭達の
任務。

一七 聖うせんとして入り、内部即ち主の家の前庭に見出したる不淨物を悉く持ち出すに、レヴィ人之を取り、外に出でてセドロ河まで搬び行けり。一七 さて彼等は

一八 第一月の一日に掃除を始め、その月の八日主の聖殿の廊に入り、なお八日を費して聖殿を清くし、その月の十六日に至りてその着手したる事を終えたり。

一九 彼等またエゼキア王の許に入りて之に云いけるは、「我等主の家を全部清め、なお燔祭壇とその器具と、また供えの卓とその諸々の器具とをも然なし、一八 聖殿の調度にして、アカズ王が棄教の後その治世の間に穢したるものは、悉く清

二〇 めたり。視よ、それらはすべて主の祭壇の前に陳べおきたり。」と。二〇 時に

二一 エゼキア王、朝早く起きて、市の司等を悉く集め、主の家に上り行けり。三しかして彼等共に、罪の爲、王國の爲、聖所の爲、ユダの爲に、牡牛七頭、牡羊

二三 七頭、小羊七頭、牡山羊七頭を差出しければ、王、アーロンの子孫たる司祭等に、之を主の祭壇の上に献ぐべしと云えり。三三 是に於いて人々牡牛を屠れば、

司祭等その血を取りて之を祭壇の上に注ぎ、また牡羊を屠れば、その血を祭壇

5) 十七日の早朝(一七節参照)。

二三 の上に注ぎ、小羊を屠れば、その血を祭壇の上に注げり。三三 次いで人々罪の爲の牡山羊を王と全會衆との前に引き來りしかば、彼等その上に己が手を置きぬ。三四 司祭等乃ち之を屠り、全イスラエルの贖罪の爲にその血を祭壇の前に振りまきたり。是、王が全イスラエルの爲に燔祭と罪祭とを行ふべしと命じたるに由りてなり。三五 彼またダヴィド王と、洞見者ガドと、預言者ナタンとの所定に循い、鏡鉞、堅琴、及び小琴を持てるレヴィ人を主の家に置けり、蓋しそは主がその預言者等の手によりて命じ給える所たりしなり。三六 さればレヴィ人はダヴィドの樂器を、司祭は喇叭を持ちて立てり。三七 エゼキア、祭壇の上に燔祭を獻ぐべしと命じたり。かくて燔祭の獻げらるるに當り、彼等主に向かいて讚美を歌い、喇叭を吹き、イスラエル王ダヴィドが用意しおきたる諸種の樂器を鳴らし始めたり。三八 しかして全會衆禮拜し、歌手等と喇叭を持てる者と、燔祭の果つるまでその職務を行えり。三九 やがて獻祭の終るに及び、王ならびに之と共にある人皆、身を

6) 罪の告白と共に按手するのは(利一・四・三・二。一六・二一。)ここでは特に有意義。何となれば聖殿の穢れはアカズの罪惡が招いたものであるから。一の國、聖所、人民を潔めるために

<p>三〇 屈めて禮拜せり。三〇なおエゼキア及び諸侯、レヴィ人にダ ヴイドと洞見者アサフの言を以て主を讚美すべしと命 じたれば、彼等大いに喜びて讚美し、膝を曲げて禮拜せり。</p>	<p>三一 更にエゼキアはまたかく云い添えたり、「汝等は主の爲 に汝等の手を満たしたれば、近づきて主の家にて犠牲と 讚美とを献げよ。」と。是に於いて全會衆心を傾けて犧 牲と讚美と燔祭とを献げたり。三二さて會衆の献げたる燔祭 の數は次の如し、牡牛七十頭、牡羊百頭、小羊二百頭。</p>	<p>三三 また彼等は牡牛六百頭、羊三千頭を主に奉獻せり。三四然 るに司祭等は少くして燔祭の牲の皮を剝ぐに足らざりき。 故にその兄弟たるレヴィ人等、その仕事を終り司祭等の身 を潔むるまで之を助けたり。蓋はレヴィ人は司祭よりも簡 易なる儀禮によりて身を潔め得ればなり。三五かく燔祭も、</p>	<p>三五</p>
--	---	---	-----------

8) ダヴィドは詩篇の書中であつて今まで傳わつてゐる詩の大部分の作者であるが、アサフもいくつかの詩の前書きに、その詩の作者と記してある。1) 9) 聖別される司祭は献げる物の一部を手に取り(出二九・二四を見よ)それを手に満たさなければならなかつた。それで聖別する、もしくは聖とするという代りに、「手を満たす」という語が屢々用いられる。10) ヘブレオ語「それはレヴィ人は司祭よりも心正しくして、身を潔むるに慎重なりければなり。」

三六
和祭の脂肪も、燔祭の神酒も多くありて、主の家の祭事恙なく終れり。三六エゼキア及びすべての民は、主の勤行の全うせられたるによりて喜べり。蓋し、この事を行は、俄かに思い立ちたるなり。

第三十章

エゼキア王民と共に過越祭を行う。

一 エゼキアはまた、人々イエルサレムにある主の家に來りて、主イスラエルの天主¹⁾の爲に過越の祭を行^{おこな}うべしとて、遍^{あまね}くイスラエル²⁾とユダとに人を遣^{つか}し、エフラ³⁾イムとマナツセとに文を書き送れり。二 即ち王と諸侯及びイエルサレムの全會衆相諮りて、第二月³⁾

第三十章 1) 共同の聖所、共通の信仰。 2) 北方王國住民の大部分は、アツシリア人の包圍を受けること三年にして西紀前七二二年に捕虜としてアツシリアに引かれた(王下一七・三一六)。エゼキアは残っている人々を再び信仰の中心たるイエルサレムの聖所に結びつけたいと思つた。エフラ³⁾イムとマナツセとが特に記してあるのは、これらがイスラエルの主要な二族であつたから。 3) 律法所定の時は第一月の十四日(出一二・六)であつた。しかしその時に障りがあつてできなかった人は、後にすることも許されていた。民九・一〇を見よ。

三 に過越を行わんと定めたり。蓋し、それに十分なる司祭等未だ身を潔めず民またイエルサレムに集まらざりしが故に、所定の時に彼等之を行ふ能わざりしなり。四 この事、王と全會衆との意に適えり。五 よりて彼等、人々來りてイエルサレムに於いて主イスラエルの天主の爲に過越を行ふべしとて、ベールサベ一よりダンまで遍く使者を遣さんことを定めたり。蓋は多くの人、律法に命ぜられたる如く行わざりしが故なり。六 是に於いて飛脚等、王及びその諸侯の命令により、書を携えて遍くイスラエルとユダとを歴り、王の命じたる所に循い、布令て云いけるは、「イスラエルの裔等よ、アブラハム、イサーク、及びイスラエルの天主なる主の御許に立ち歸れ。さらば主、アツシリア王の⁵⁾手を免れたる残りの人々の許に歸り給うべし。七 汝等の父及び兄弟の如くならざれ、彼等は主その父祖の天主を離れたれば、汝等の自ら見る如く、主之を滅亡に付し給えるなり。八 されば汝等の父の如く汝等の頸を剛くするなかれ、主に手を委ねて、その永久に聖別し給える聖所に來り、汝等

4) 原語
SEIMO

「言」。顧

問官たち

の進言。

5) フルマ

たはテル

ガトファ

ルナサル

(代上五

・二六。

王下一五

・一九。)

及びサル

マナサル

(代ト一

七・三)。

九
 の父祖ふその天主てんしゆなる主しゆに仕つかえ奉まつれ、さらばその激はげしき御怒おんいかり汝等なんじらを離はなれ去さるべし。九 蓋けだし汝等なんじらもし主しゆの御許みもとに立たち歸かえりたらば、汝等なんじらの兄弟きやうだい及び子等こらは、之これを捕虜とりことして引ひき行ゆきたるその主人等あるじたちの前まえに憐憫あわれみを得えて、この地ちに歸かえるを得うべし。夫それ、主しゆ汝等なんじらの天主てんしゆは、愛憐あいにんかんじん寛仁かんじんに在ませば、汝等なんじらもしその御許みもとに立たち歸かえりたらんには、その御顔みかほを汝等なんじらに背そむけ給たまわじ。』と。6) 一〇 かく飛脚等ひきやくら、市まちより市まちに急いそぎ行ゆきて、エフライムとマナツセとの地ちを巡歴めぐり、ザブロンにまで至いたりしが、人々ひとぐ之これを或あるいは笑わらい或あるは嘲弄ちやうろうせり。7) 二 然しかれども、アセル、マナツセ、及びザブロンの中うちよりは、少數しょうすうの人々ひとぐ、勸告すゝめに従したがいてイエルサレムに來きたりぬ。三 ユダには天主てんしゆの御手みて作はたらきて人々ひとぐの心こころを一いつならしめたれば、彼等かれら王おうと諸侯しよこうとの命めい令れいのままに、主しゆの御言みことばを行おこなへり。一三 かくて民數多たみあまた、第二月だいにがつに醉たねなきパシの祝祭いらいを行おこなわんとて、イエルサレムに集あつまりたり。一四 しかして彼等かれら起たちてイエルサレムにある偶像くわうざうに香かうを焚たくに用もちうる祭壇さいだんを毀こぼち、物ものを

6) 故郷で回心して天主への奉事を果す人々のために、天主は遠い異郷に捕虜となつていて自分の宗教的義務を果し得ぬ人々を憐み給うである。7) 彼らは自分の同胞の身の成行を見ても、わが身の警めとしなかつたから、既に救われる見込みのない者であつたことがわかる。

一五 悉く取除きて、セドロンの溪谷に投げ棄てたり。8) 一五さて人々第
 二月の十四日に過越を屠りぬ。司祭及びレヴィ人も亦、漸く身を潔
 め、9) 主の家にて燔祭を献げたり。一六 彼等は天主の人モイゼの規定
 と律法とに循い、その席次を守りて立てり。しかしして司祭はレヴィ
 人の手より、注ぐべき血を受け取れり。10) 一七 其は群衆中 未だ身を
 潔めざる者多かりしが故なり。是故にレヴィ人、主の爲に身を潔む
 る暇なくして來りし者に代りて、過越を屠りぬ。一八 エフライム、マ
 ナッセ、イツサカル、及びザブロンより來れる民も亦大部分は、身
 を潔めざりし者にして、録されたる所に循わず、過越を食せり。さ
 ればエゼキア、彼等の爲に祈りて云いけるは、「善き主は憐み給う
 べし、一九 すべて心を盡して主己が父祖の天主を求め奉る者をば。し
 かして身を潔むること足らずとて、彼等を責め給わざるべし。」と。
 二〇 主、之を聽き容れて、民に對し御心を和げ給いぬ。11) 三イエル

8) セドロンの谷の、
 すべての不淨物を棄
 てる所へ。1) 9) ヘブ
 レオ語「自ら恥じて
 身を潔め」。イエル
 サレムの外にいた人
 々である。10) 通
 常血をわたすのは家
 父たる人々。變更の
 理由は一七節にある
 11) 例の通り、律法上
 不淨になつた者は、
 過越の小羊を食べて
 ならぬと規定してあ
 った。しかし目下の
 處、すべての穢れを
 取除くことはできな
 いので、エゼキアは

サレムにあるイスラエルの裔等は大いに喜びて七日の間酵なきパンの祝祭を行い、日毎主を讚美せり。レヴィ人と司祭とも亦、それぞれの役目に應ずる樂器を奏でて然せり。エゼキアは、主の事をよく辨えたるすべてのレヴィ人の心に語りしが、彼等祝祭の七日の間、或は和祭の犠牲を屠り、或は主その父祖の天主を讚美しつつ、物を食しぬ。全會衆、更にまた七日祝うを善しとし、大いなる歡喜もて之を行えり。實にユダ王エゼキアは會衆に牡牛千頭と羊七千頭とを贈り、また諸侯は民に牡牛千頭と羊一万頭とを與えたり。かくて司祭も數多身を潔めたり。ユダの全會衆は喜悅に充ち満てり。司祭レヴィ人も、イスラエルより來りし全會衆も、更に異邦人¹²⁾のイスラエルの地より來りし者もユダに住む者も、亦然り。

かくイエルサレムに於いて、大いなる祝祭行われたり、かくの如き事はイスラエル王ダヴィドの子サロモンの時代以來、その邑にあ

人民の潔めたいといふ懐れと天主奉事に對する熱心だけで十分と思ひ、過越の小羊を食することを許した。また天主も、清淨の不足を大目に見給うたことを、お示しになつた。二〇節を見よ。—12)この「異邦人」の中には異教徒と生まれながら改宗の結果、律法の遵守を決意した者と解すべき人々もいる。

二六 かくイエルサレムに於いて、大いなる祝祭行われたり、かくの如き事はイスラエル王ダヴィドの子サロモンの時代以來、その邑にあ

らざりき。13) 時に司祭及びレヴィ人、
 起ちて民を祝しけるが、14) その聲聽かれ
 その祈禱、天の聖なる御住處にまで達せ
 り。

第三十一章

エゼキアの治世における偶像禮拜の廢止—聖職者等への扶持。

一 さて是等の事を定式に則りて行うや、
 ユダの邑々まぢくにありしイスラエル人皆、出
 でて偶像を碎き、並木を切り倒し、高き
 處を崩し、祭壇を毀ち、之をただにユダと
 ベンヤミンとの全地より除きしのみなら
 ず、またエフライムとマナッセとよりも
 然しかなして、遂に全く滅し去るに至れり。1)

13) サロモン時代の聖殿奉獻以來、これほどすべての
 人が共に參加した祝祭は、もう行われたことがなか
 った。それはイエロブアムが、己の臣民に、もはや
 イエルサレムにゆくことを許さなかつたからである
 14) 民六・二四によつて。

第三十一章 1) 出来るだけ。あつたのを全部毀した
 のでないことは、王下一七・二、二四以下を見れば
 わかる。

二 かくてイスラエルの裔等いずれもその領地その市に歸りぬ。ニエゼキアはまた司祭及びレヴィ人の班を、その隊毎に定め、それぞれ己が職務に當らしめたり。即ち司祭ならびにレヴィ人をして燔祭及び和祭を執行せしめ、以て主の陣營²⁾の門に於いて勤行、讚美、謳歌をなさしめたり。三また王の役目は、モイゼの律法に録されたる如く、常時朝夕、また安息日と朔日、その他の祝日に、己が所有物の中より、燔祭の牲を献ぐることなりき。四彼またイエルサレムに住む民に命じて、その分を司祭及びレヴィ人に與えしめたり、是、彼等が主の律法に心を専らにするを得ん爲なり。五この事衆民の耳に傳わるや、イスラエルの裔等は、穀物、葡萄酒、油、蜜などの初物を夥しく差し出し、また地の生ずるすべての物の十分の一を持ち來れり。六更にユダの邑々に住めるイスラエル及びユダの裔等も牛羊の十分の一、ならびに彼等が主その天主に誓いたる聖なる物の十分の一を差し出し、是等を悉

2) 聖殿は、萬軍の主を至聖所に鎮め參らせているので「主の陣營」と稱せられる。1) 民二八、二九兩章。
4) 生計の心配に煩わされずに。司祭とレヴィ人とは、初物(出二三・一九)と家畜や畑の十分一(利二七・三〇—三三)とを自分の分として貰つた。1) 利二七・三〇以下。

七 持ち來りしかば、積みて多くの山をなせり。彼等第三月に始めてこの山の基を据え、第七月に之を終えたり。八 エゼキア及びその諸侯、入りてその山を見、主とイスラエルの民とを讚えたり。九 時にエゼキア、何故にかく積みて山をなすに至りしかを問えり。一〇 サドクの家系なる司祭長アザリア、彼に答えて云いけるは、「主の家に初物を献ぐることに始まりてより、我等食して飽き足りしが、なお夥しく剩れり。是、主その民を祝し給いたればなり。二 その剩れる所、汝の見給う如くかく夥し。」と。三 エゼキア乃ち主の家に倉庫を設くることを命じたれば、然なして、四 初物をも十分の一をも、また誓い献げたるすべての物をも、忠實に搬び入れたり。その總監督はレヴィ人コネニアにして、その兄弟セメイは次席たり、五 之に次ぎてはヤヒエル、アザリア、ナバト、アサエル、イエリモト、ヨザバド、エリエル、イエスマキア、マハト、バナヤ等、エゼキア王と、天主の家の大司祭アザリアとの命令により、コネニアとその兄弟セメイとの手下にて監督となりしが、すべては彼等

① 第三月 (六月) に刈入れがあり、第七月 (十月) に葡萄採集を終えて、その十分の一を納めた 利二七・三〇参照

一四 に委ねられたりき。一四またイエムナの
 子レヴィ人なる東の門衛コレは、志
 より主に献げられたる物と、初物と、
 至聖所に奉納せられたる物との監督
 たりき。一五その配下にはエデン、ベン
 ヤミン、イエスエ、セメヤ、アマリア、
 セケニア等司祭の市々ありて、その
 兄弟の小なる者にも大なる者にも、忠
 實に分前を分配せり。一六但し三歳以上
 のすべての男子が、主の聖殿に入り、
 その班によりて毎日勤行ならびに職務
 に當る時を除く。一七司祭には家に循
 いて、二十歳以上のレヴィ人にはその

このことに至聖所に奉納された物と云つてあるのは、供物の司祭の手に帰する分で、聖所で食べなければならなかつたもの。利二・三。七・六参照。一八)イエルサレムのそと。一二—一四節に列記の人々はそこで働いていた。一九)ウルガタの本文に最も適つていのはこの譯であると思ふが、ヘブレオ語の原典では、「彼らが三歳以上の男子として登録せられたる時に限り」となつてゐる。また例えば Reischl や Fillion のようにウルガタの Exceptis を「……を除きて」の意でなく、附加的な「更に」の意に解して (Georges の羅獨辭典及び Steumer の教會用ラテン語辭典参照)、「なお三歳以上のすべての男子にも、その主の聖殿に入りその班によりて毎日勤行ならびに職務を行う時には分配せり」というように譯してゐる者もあるが、眞の意味はこれらの人は聖殿勤務中には聖所で罪祭の犠牲などを分けてもらから、その家には分配されない、というのである。

一八 階級と班とに循いて、¹⁰⁾ 一八またそのすべての人々、即ちその妻並びに男女を問わずその子にも、奉獻せられたる物の中より、忠實に食糧を支給せり。一九 なおまた各々の邑の田園及び郊外地にあるアーロンの裔等の中より、司祭並びにレヴィ人のすべての男性に、分前を分配する人々を定めたり。二〇 かくエゼキア、ユダ全土に、我等が云いたる諸々の事をなし、主その天主の御前に、善き事義しき事、眞なる事を行い、三 凡て律法と典憲とに循い、主の家の勤行を恭々しくし、己が心を盡してその天主を求めんと心がけ然なして榮えたり。

第三十二章

センナケリブ、ユダに侵入す―その軍勢天使に打破らる―
エゼキア病癒ゆ―彼の他の事蹟。

一 是等の事、かくの如く忠實に行われし後、アッシリア人の王センナケリブ來りてユダ

10) 本節は一八節と合して全体を成しているのに、これを一六節に付けている人も少くないへブレオ語では、一七節「これは司祭及び二十歳以上のレヴィ人の登録」、一八節「この名簿には全家族収録せられ」となつてゐる。

二 せり。¹⁾ エゼキア、センナケリブが來りてその兵力の全てをイエルサレムに向くるを見るや、
 三 諸侯及び勇士等と圖りて、邑の外にある泉の源を塞がんとせり。然るに皆かく意を決したれば、
 四 彼、多くの民を集めたり。彼等乃ち「アツシリア人の王等の來りて多量の水を獲ることなからん爲に」と云いて、すべての泉と、
 五 國の中を流るる河⁴⁾とを塞ぎぬ。彼また勉め勵みて、崩れたる石垣を悉く築き上げ、その上に塔を建て、外にも更に石垣を造り、なおダヴイドの市のメロ⁵⁾を建て直し、あらゆる武器や楯を作れり。彼次いで軍の武將を任命し、之

第三十二章 1) センナケリブ (西紀前七〇五—六八一) はシリアの諸侯を鎮壓するに及んでパレスチナに來攻した。エゼキアもアツシリアの壓制に對する叛逆に加擔したらしい。尤もイザヤは王に、アツシリアへの忠誠を守るようすゝめたが (賽二〇・一以下)。2) 昔は自然の地勢、沼澤、その他塔などによつて防衛されているものは、すべて「堅き」町とされていた。3) 王下一八・一三。集四八・二〇。賽三六・一。4) これはセドロン川と合するギホン川 (三〇節)。泉をふさぐ (ヘブレオ語「覆う、隠す」) とは、地下に水を横取りする桶や筧を仕かけて、それによつて、市中に引かれてゐる水や外の流を涸らし、敵に水を與えぬようにすること。5) 代上一一・八。

七 皆市の門の廣場に召集め、彼等の心に語りて云いけるは、七雄々しく振舞い、
 勇み立て、アツシリア人の王及び之に従う大群衆に、恐れ戦くなかれ。蓋は我等
 と共にある者は、彼と共にある者より、遙かに多ければなり。八夫れ、彼と共に
 あるは肉の腕なれども、我等と共にあるは主我等の天主に在して我等を助け、我
 等の爲に戦い給うなり。」と。民、ユダ王エゼキアのかくの如き言に力を得たり。
 九 この事ありし後、アツシリア人の王センナケリブ、(自ら全軍を率いてラキスを
 圍み居たれば)その臣僕等をイエルサレムに遣し、ユダ王エゼキア、及びその邑
 一〇 にあるすべての民の許に至りて云わしめけるは、「一〇」アツシリア人の王センナケ
 リブはかく云う、「汝等何を待みとして、イエルサレムに留まり居るや。二エゼ
 キアは、主汝等の天主、汝等をアツシリア人の王の手より救い出し給うべし。」と
 斷言して、汝等を欺き、汝等を棄てて、飢渴に死なしめんとするには非ざるか。
 二三 かの高き處と祭壇とを毀ち、ユダとイエルサレムとに命じて、汝等一つの祭壇
 の前にて禮拜し、其處にて香を焚くべし。と云いしは、このエゼキアに非ずや。(1)

6) エゼキアが天主に遠ざかつてその崇敬を制したりしたといふ謗。

一三 汝等は、我とわが父祖とが諸國の民に爲したる所を知らざるか。それらの國民の神々及びいづれの國の神々も、その地をわが手より救い出すを得たりや。一四 わが父祖が荒したる國々の民の、すべての神々の中、誰かその民をわが手より救い出すを得し者ありや。されば汝等の天主、豈、汝等をこの手より救い出すを得べけんや。一五 この故に汝等、エゼキアに欺かるるなかれ、空しき勸説に惑わさるるなかれ、また彼を信するなかれ。蓋し、いづれの國民いづれの王國の神も、その民をわが手より、またわが父祖の手より、救い出すを得ざりしならば、亦從つて汝等の天主も、汝等をわが手より、救い出すを得ざるべければなり。』と。一六 その臣僕等なおその他にも、主なる天主及びその僕エゼキアに敵いて多く語れり。一七 彼また主イスラエルの天主に對する冒瀆に満ちし文を書き之を誹りて曰く、「他の國々の民の神々が、その民をわが手より救い出すを得ざりし如く、エゼキアの天主も亦、その民をこの手より救い出すを得ざるべし。』と。一八 剩え彼はイエルサレムの石垣の上に坐せる民に向かい、ユデア語にて大いに叫び、以て彼等を恐れしめてその市を取らんとせり。一九 彼かくイエルサレムの天主に對しても、人の手の

二〇 作なる地の民の神々に對する如く、惡しざまに云えり。二〇よりてエゼキア王、
 二一 及びアモスの子預言者イザヤ、この冒瀆に對し祈りて天に叫びけるに、二三主、
 二二 一天使を遣し給い、彼、アツシリア王の軍勢の勇士、鬪士、將官等を討ち取り
 二三 しかば、王恥辱を受けてその國に歸れり。しかも彼その神の家に入るや、彼の
 二四 腰より出でたる子等、劍もて之を殺せり。二三かくの如く主はエゼキアとイエ、
 二五 ルサレムの住民とを、アツシリア王センナケリブの手ならびにすべての人の手
 二六 より救い出して遍く彼等に太平を賜いぬ。二三されば人數多イエルサレムに、主
 二七 に奉る犠牲及び献物や、ユダ王エゼキアに呈する贈物を持ち來りしが、この後
 二八 彼は諸國の民に崇められたり。二四その頃エゼキア、病みて死ぬるばかりなりし
 二九 も、主に祈りしに、之を聽き容れ給いて、彼に徴を賜えり。三五されど彼はそ
 三〇 の心高ぶりしに由りて、蒙りし御恩恵に報いざりしかば、御震怒彼及びユダと
 三一 イエルサレムとに對して發せり。二六然るに彼、己が心の高ぶりおりしに對して
 三二 後に謙り、イエルサレムの住民も彼と同じく然なしたり。さればエゼキアの代

の土一
 二二。
 8) 徴と
 は日時
 計の奇
 蹟をさ
 す。一
 王下二
 〇・一
 以下。
 賽三八
 ・一以
 下。

二七 には主の御震怒彼等に下らざりき。二七 さてエゼキアは富みて名あり、銀、

金、寶石、香料、諸種の武器、價高き器などの寶を、己が爲に集めたり。

二八 彼また穀物、葡萄酒、油などの倉、あらゆる牛馬などの飼料槽、羊など

二九 の檻をも設け、二九 なお己が爲に邑々を建てたり。實に彼は數知れぬ羊や牛

三〇 の群を有ちたりき、其は主之に甚だ多くの財物を賜いたればなり。三〇 ギホ

ンの水の上の源を塞ぎて、地下より之をダヴィドの邑の西に向かわしめた

るも、このエゼキアなり。彼はそのあらゆる事業に、己が欲する所を首尾

三二 よく成就げたり。三二 然れどもその國に起りたる不思議(り)を問わしめんとて

バビロンの諸侯が、彼の許に人を遣りし使節派遣の際には、天主彼を棄て

おき給いぬ、是、彼を試みて、その心にあるすべての事を知り給わんが爲

三三 たりき。三三 さてエゼキアのその殘餘の事、及びその仁徳は、アモスの子預

言者イザヤの默示、ユダとイスラエルとの列王の書の中に録されたり。

三三 やがてエゼキア、その父祖と共に眠りしかば、人々之をダヴィドの裔等

9) 外國使節は

エゼキアの病

氣回復に祝辭

を述べた。そ

の上に天文學

に精通してい

るカルデア人

に、噂に聞い

ていた日時計

の奇蹟を問い

合せたのであ

る。王下二〇

・一一参照。

の墓の上に葬りぬ。10) ユダ舉りて、またイエルサレムの住民も皆、その葬式を盛大に行いたり。次いでその子マナツセ、彼に代りて王となれり。

第三十三章

マナツセ、バビロンに捕虜として引かれ、改心後再びその國に歸る―
その後繼者アモン臣下に殺さる。

一 マナツセは統治を始めし時、十二歳なりしが、イエルサレムにありて五十五年の間治めたり。1) されど彼は、主がイスラエルの裔等の前より覆滅し給いし諸國の民のあらゆる憎むべき事に倣いて、主の御前に惡を行えり。三 即ち彼ひるがえりて、その父エゼキアが毀ちたる高き處を再び築き、パールの祭壇を設え、並木を造り、天の全衆星を拜して之を祀りたり。2) 四 彼また主が會て「わが名永久にイエルサレ

10) この王が他の王たちの墓地内に埋葬されなかつたのは、最早そこに容れる餘地がなくなつたためである。

第三十三章 1) 王下二一・一。

2) 高き處の祭祀は、眞の天主に對する禮拜を目ざしているものさへ律法で禁じられているが、禮拜の場所の唯一なるべきことを規定している律法(申一二・四、五)をも無視して、王は再びこれを始めたばかりか、異國のいろいろな祭祀をも取り入れ

五 ムにあるべし。」と曰いし主の家に祭壇を築けり。⁵⁾ 彼また主の家の二つの前庭に、天の全衆星の爲に之を築けり。彼更にベネンノムの

六 谷に於いて、己が子等⁴⁾をして火を通らしめ、夢判断を行い、占卜に

七 従い、魔術に熱中して、魔術師や呪術師を己が許に抱え、主の御前に

八 數多悪を行いて、之を怒らせ奉れり。彼また彫物や鑄物の像を⁵⁾天

九 主の家に安置しけるが、天主曾てこの家に就きて、ダヴィドとその子

十 サロモンとに曰いけらく、「我はこの家と、わがイスラエル諸族の中

十一 より選びたるイエルサレムとに、幾久しくわが名を置かん。⁶⁾ 我はイ

十二 スラエルの足をして、我がその父祖に付したる地より踏み出さしめじ

十三 但しそは、彼等がわが之に命じたる所、即ちモイゼの手に委ねしすべ

十四 ての律法と典憲と規定とを守り行う場合に於いてのみ然るなり。」と。

十五 九 かくマナッセはエダとイエルサレムの住民とを惑わして、主がイス

十六 ラエルの裔等の面前にて覆滅し給えるすべての國民にも優る悪を行わ

た。聖所をさえ、

彼はさまざまの祭

壇や偶像をそこに

たてることによつ

て、瀆したのであ

る。―3) 母下七・

一〇。―4) 自分の

一人の息子。

5) こゝ及び一五節

にある像は王下二

一・七によれば、

アシエラすなわち

アスタルテの像で

あつた。―6) 王上

八・一七。

一〇 しめたり。一〇主、彼及びその民に語り給いたれど、⁷⁾ 彼等聽かんともせざりき。二是故に主、アッシリアの王⁸⁾の軍勢の諸將をして來りて彼を攻めしめ給い、彼等マナツセを捕えて、鎖と足械とを以て縛しめ、バビロンに引き行きたり。二三されど彼は窮するに及びて、主その天主に祈り、その父祖の天主の御前にて、大いに贖罪の業を行えり。⁹⁾ 二三かく彼主に願ひ、頻りに請い求めけるに、主その祈禱を聽き容れて、之をその王國に連れ歸りイエルサレムに至らしめ給いしかば、マナツセは主こそ天主に在すことを悟りぬ。一四この後彼はダヴィドの市の外にありて、ギホンの西に當る谷間に石垣を築き、魚の門の入口より繞りめぐりてオフエルにまで及ぼし、且之を甚だ高くし、ユダの堅固あるすべての市々に、軍の諸將を置けり。

一五 彼主の家より異國の神々や偶像を取除き、また己が主の家の山とイエルサレムとに造りし祭壇をも然なして、之を悉く邑の外に投げ棄てたり。

一六 次いで主の祭壇を建て直し、その上にて犠牲をも、和祭及び讚美をも獻

7) 預言者たちを通じて。

8) ここに書いてあるアッシリア王とはアツスルバニパル(西紀前六六九—六二六)のこと。

9) マナツセの悔悛については母下二一・一七参照。

一七 げ、且、主イスラエルの天主に仕うべしとユダに命じたり。一七然れども
 一八 民はなお高き處にて、主その天主に牲を献げおれり。一八さてマナツセの
 殘餘の所行、その天主に對する祈禱¹⁰⁾、洞見者が主イスラエルの天主の
 御名によりて彼に告げし言などは、載せてイスラエルの列王の言行録に
 一九 あり。一九またその祈禱、その聽かれし事、そのすべての罪と侮辱、その
 贖罪の業をなす前に、高き處を築き、並木や偶像を立てたる場所などは
 二〇 ホザイの言行録の中に録されたり。二〇やがてマナツセ、その父祖と共に
 眠りしかば、人々之をその家に葬りぬ。11) 次いでその子アモン、彼に代
 二一 りて王となれり。二一アモンは統治を始めし時、二十二歳なりしが、イエ
 二三 ルサレムにありて二年の間治めたり。12) 三三 彼はその父マナツセが爲した
 る如く、主の御眼前に悪しき事を爲し、13) その父マナツセが造りしすべ
 二三 ての偶像に犠牲を献げて之に仕えたり。三三 しかも彼は主の御顔を、その
 父マナツセが畏れし如くに恐れずして、遙かに大いなる罪を犯せり。

10)「ユダの王マナツセがバビロンに捕われおりし時の祈禱」というのが、まだギリシヤ語及びラテン語にあるが、教會が眞正なものとして認めないので、聖書には載せてない。
 11) 彼は己の家の庭園内に埋葬された。—12) 王下二一・一九。
 13) 改心する前には。

二四 やがてその臣僕等、共謀して彼を、その家に於いて殺しぬ。二五 されど殘餘の衆くの民、アモンを討ち取りし者共を殺して、彼の代りにその子ヨシアを立てて王となせり。

第三十四章

ヨシア偶像禮拜を廢し、聖殿を修繕し、律法の書を発見してこれに従い、契約を更新す。

一 ヨシアは統治を始めし時八歳なりしが、イエルサレムにありて三十年の間治めたり。二 彼は主の御眼前に義を行い、その父ダヴィドの道を歩みて、右にも左にも逸れざりき。三 その治世の第八年に、彼なお少年なりしが、その父ダヴィドの天主を求め始め、²⁾ 統治を始めしより十二年目に、高き處や並木、及び偶像や彫刻物を除きて、ユダとイエルサレムとを潔めたり。四 即ち人々彼の前にてバールの祭壇を崩し、その上に安置せられたる像を毀てり。彼また並木及び彫刻物を伐り倒して之を打碎き、之に犠牲を献ぐるを慣としたりし者共の墓の上

第三十四章 1) 王

下二二・一。

2) 父の統治の間偶像禮拜の中に育てられながら、年少の王は成長するにつれて、次第に父祖の天主に對して敬虔の情をあらわして來た。

五 にその破片を撒き散らせり。五その上彼は偶像の祭壇に於いて、その司祭等の骨を焼き、³⁾ かくしてユダとイエルサレムとを潔めぬ。六なおまたマナツセ、エフライム、及びシメオンの邑々に於いても、悉く破壊して、ネフタリにまで及ぼせり。七彼かく祭壇や並木を倒し、彫刻物を粉々に打ち碎き、イスラエル全國の社を毀ちたる後、イエルサレムに歸れり。八かくてその治世の第十八年、彼既にして國と主の聖殿とを潔め終りたれば、主その天主の家を修復せんとして、エセリアの子サファン、市の長マーシア、及びヨアカズの子史官ヨハを遣せり。九彼等乃ち大司祭ヘルキアの許に至り、主の家に持参せられたる金と、レヴィ人及び門衛等がマナツセ、エフライム、その他すべてのイスラエル人、ならびにユダ、ベンヤミン、及びイエルサレムの住民より集めたる金とを、彼より受取りて、⁴⁾ 一〇主の家に於ける工事を監督する人々の手に付し、以て聖殿を修復し、その破損を繕う用に宛てたり。二その人々はまた之を工人及び石工に付して、石切場よ

3) これによつて、死せる偶像教司祭達をその死後までもなお見せしめとした。
 4) 聖殿修復工事の金は、約二百年前ヨアスの代に行つたのと同様にして集めた。

一三 入に宛てたり。二三 彼等は一切を忠實になせり。さて仕事師等の監督は、メラリの裔なる
 ヤハト及びアブディア、カートの裔なるザカリヤ及びモソラム等にして、彼等工事を急
 がせたり、いずれもレヴィ人にして、樂器を奏することを心得。二三 また諸種の用に供す
 一四 る荷を搬ぶ者共の取締りには、レヴィ人の中の書記官、上役、門衛等が當れり。一四 さて
 彼等が主の聖殿に持参せられし金を持ち出す時、司祭ヘルキア、モイゼの手より與えら
 一五 れし主の律法の書を見出せり。一五 時に彼、書記官サフアンに云いけるは、「我、主の家
 一六 にて、律法の書を見出せり。」と。しかして之を彼に付しぬ。一六 彼またこの書卷を王の
 一七 許に持参し、之に告げて云いけるは、「汝が下僕の手に委ね給える事は、視よ、悉く之
 一七 を果せり。一七 主の家にある銀は、之を寄せ集めて、工人及び諸種の業をなす仕事師の
 一八 監督に與えたり。一八 更に司祭ヘルキア、我にこの書を付せり。」と。しかして彼、王の
 一九 前にて之を朗讀したるに、一九 王、律法の言を聞き、己が衣服を裂き、二〇 ヘルキアと、
 二〇 サフアンの子アヒカムと、ミカの子アブドンと、書記官サフアンと、王の臣僕アサアと

二 二に命じて云いけるは、三「行きて、この見出されたる書のすべての言に就き、

わが爲、ならびにイスラエルとユダとに残れる者共の爲、主に祈れ。蓋し、主

の大きいなる御忿怒、我等の上に下りたり、其は我等の父祖、主の御言を守らず

三 三この書卷に録されたる一切の事を行わざりしが故なり。」と。三三是に於いて、

ヘルキア、及び王より之と共に遣されし人々、ハスラの子なるテクアトの子、

衣裳係セルムの妻にして、イエルサレムの第二區に住める、女預言者オルダの

三 三許に行き、我等が上に述べたる事を之に語りぬ。三三時に彼女彼等に答えける

は、「主イスラエルの天主はかくぞ曰う、汝等をわが許に遣したる人に云えか

二 二四し、二四主はかくぞ曰う、〃視よ、我はこの處とその住民とに對し、災厄、即ち

二 二五ユダ王の前にて讀みしかの書に録されたる諸々の呪咀を齎らさん。三五其は、彼

等我を棄て、異國の神々に犠牲を献げ、その手にて作りし物を以てわが忿怒を

二 二六招きたればなり。是故にわが忿怒この處に下りて消えざるべし。〃二六さて主に

願わんとて汝等をわが許に遣したるユダの王には、汝等かく云うべし。主イス

5)へブ
レオ語
の云い
方、
verbar
「言」。

二七 ラエルの天主はかくぞ曰う、〃汝、この書卷の言を聽きて、二七 その心を和げ、天主の御眼前に卑下りてこの處とイエルサレムの住民とに對して云われし事を迎へ、わが顔を畏れて己が衣服を裂き、わが前にて泣きしかば、我も亦汝に聽きたり、と主曰う。二八 即ち我やがて汝を汝の父祖の許に到らしめん、かくて汝は安らかに己が墓に納めらるべく、汝の眼はわがこの處とその住民とに齎さんとする諸々の災厄を見ざるべし。〃と。〔彼等乃ち彼女の云いし所を悉く王に傳えぬ。二九 是に於いて彼、ユダとイエルサレムとの長老等を皆召集め、三〇 主の家の上り行けり。ユダのすべての人々、イエルサレムの住民、司祭、レヴィ人、及び民も小より大に至るまで、舉りて之と共に然せり。是等の者が主の家に於いて聽ける所にて、王はその書卷の言を悉く朗讀せり。三一次いで彼、その席に立ち、主の御前にて、之に従いて歩み、その誠命と證詞と規定とを、心を盡し靈を盡して守り、その讀みし書卷に録されたる事を行わんと、契約を結びぬ。三三 彼またイエルサレムとベンヤミンとにあるすべての者にも、之を誓

6) 王下
二三・
一。

わしめたり。さればイエルサレムの住民、主その父祖の天主の契約の如くに行えり。三三 かくヨシアはイスラエルの裔等のあらゆる地域より憎むべきものを悉く取り除き、イスラエルに遺れるすべての人の⁷⁾をして、主その天主に仕えしめたり。彼の生くる日の限りは彼等主その父祖の天主より離れざりき。⁸⁾

第三十五章

ヨシア盛大に過越を祝う—彼、エジプト王に殺さる。

一 ヨシアはまたイエルサレムに於いて、主の爲に過越を行い、第一月の十四日に之を屠らしめたり。¹⁾ しかして彼、司祭等をその職に任じ、彼等を勵まして主の家に於ける勤行を爲さしめ、^三 またすべてのイスラエル人を教えて、²⁾ 主の爲の聖なる者とするレヴィ人等に、告げて云いけるは、「ダヴィドの子イスラエル王サロモンが建てたる聖殿の聖所に、櫃を置け、³⁾ 蓋し汝等累ねて之を

の北方王國の住民のうちアツシリア人に捕虜として引かれなかつた者。—8)とは云え、民の改心は表面的なものに過ぎなかつた。

第三十五章 1) 王下二

三・二一。—2) これは

レヴィ人の職務。

3) 聖殿が偶像禮拜に用いられてその神聖が瀆された時、契約の櫃まで除去されたのを再びそこへ持ち帰つたとは

四 擔うことあらざるべし。4) よりて今は主汝等の天主と、イスラエルの民
 とに仕えよ。4) さればイスラエル王ダヴィドが命じ、その子サロモンが
 録したる如く、汝等の家々、族々により、各人の班に循いて、自ら準
 備し、5) レヴィ人の家と班とに循い、聖所に於いて勤行をなせ。6) しか
 して汝等の兄弟の爲にも、彼等がモイゼの手によりて主の曰いし御言の
 ままに行うを得るよう、準備せよ。」と。7) その上ヨシアは過越の祝祭の
 時、其處に在りしすべての民に、畜群の中より小羊と仔山羊、その他の
 小家畜三万頭、及び牡牛三万頭を與えけるが、是みな王の所有物の中よ
 り出せるなり。8) その諸侯も、自ら進みて、その誓いしものを、司祭レ
 ヴィ人にも、また民にも提供せり。更に主の家の長たち、ヘルキア、ザ
 カリア、ヤヒエルも、司祭等に過越を行う用として、小家畜⁶⁾ 取り交ぜ
 二千六百頭、及び牡牛三百頭を與えたり。9) またコネニア、その兄弟な
 るセメヤとナタナエル、之に加うるにハサビア、イエヒエル、ヨザバド

あり得ないこと
 でないのみか、
 いかにもさもあ
 りそふなことで
 ある。1) 4) ヨシ
 アは聖櫃が聖所
 を出ることにはも
 はや決してある
 まいと思つたの
 である。1) 5) い
 ずれも大司祭の
 次に、司祭中の
 最高の人々。
 6) 小羊及び仔山
 羊。

一〇 等レヴィ人の長たちも、他のレヴィ人に、過越を行ふ爲、小家畜五千頭、及び
牡牛五百頭を與えたり。一〇かく奉事の準備成りしかば、王の命に循い、司祭は

二 立ちてその職務に當り、レヴィ人も亦それぞれの班に分れて然せり。二かくて

過越を屠るや、司祭等はその手もて血を振り撒き、レヴィ人等は燔祭の物の

三 皮を剥ぎて、三之を離し取り、以て各々の家と族とに與え、且主に献ぐる爲に

宛てたり。即ちモイゼの書に録されたる如し。また牡牛に對しても同様になせ

三 り。三しかして律法に録されたる如く、過越のものを火に炙り、なお和祭の

一四 犠牲は、鍋、釜、鼎などに入れて煮、之をすべての民に急ぎ配れり。一四しかし

てその後彼等己が爲と司祭等との爲に準備せり。蓋は司祭等、夜まで燔祭と脂

肪とを献ぐる事に従い居たればなり。是に因りてレヴィ人、最後に己が爲とア

一五 ーロンの裔なる司祭等との爲に準備せしなり。一五更にアサフの裔なる歌手等も

ダヴィド及びアサフ、ヘマン、イデイトウン等王の預言者等の命に循いてその

持場に立ち、また門衛等も各々その門を守りて、片時もその職務を離れざりき。

の犠牲の焼くべき部

分。

8) 出一

二・九。

一六 是故にその兄弟なるレヴィ人等、彼等の爲に食物を用意したるなり。一六かく
 てその日主の奉事は、ヨシア王の命のままに、過越を行ふ事も、主の祭壇の
 一七 上に燔祭を捧ぐることも、典憲の如く果されたり。一七其處に居りしイスラエ
 一八 ルの裔等も、その時に過越を行ひ、七日の間酵なき麩の祝祭を行えり。一八是
 の如き過越は、預言者サムエルの頃より、未だ會てイスラエルにあらず、ま
 一九 たイスラエル諸王の中、ヨシア及び司祭レヴィ人ならびにすべてのユダ人と
 其處に在るイスラエル人とイエルサレムに住める人々との如く、過越を行
 二〇 し者は誰もあらざりき。一九この過越はヨシア統治の第十八年に行ひしなり。
 二〇 ヨシア聖殿を修復したる後、エジプト王ネカオ、エウフラトの河畔なるカ
 ルカミスに於いて戦わんと上り來りしかば、ヨシア之を迎え撃たんとて進め
 二一 り。10) 然るにネカオ、彼の許に使者を遣して云わしめけるは、「ユダの王
 よ、我と汝との間に何かある。我は今日汝を攻めに來らず、神が我に急ぎ攻
 め行けと命じ給える家と戦うなり。我と共に在す神に敵對することをやめよ。

9) この過越の祝で普通と違つては、王が自分より遙かに富裕であつたその父祖よりも、多くの犠牲の畜を捧げた寛大さ
 10) 王下二三・二九。

然らずば彼汝を殺し給わん。」と。三ヨシア歸ることを肯ぜずして、彼と
 戦う準備をなし、天主の御口より出でしネカオの言に従わずして、マゲツ
 ドの野に行きて戦えり。11) 三時に彼其處に於いて射手の者共に傷つけられ
 その臣僕等に云いけるは、「我を戦闘の中より連れ出せ、我重傷を負いた
 ればなり。」と。二四 彼等乃ち彼をその車より、王の習慣により之に續ける
 他の車に移して、之をイエルサレムに搬びしかど、彼ついに死してその父
 祖の廟に葬られたり。ユダとイエルサレムと、擧りて哀しみけるが、二五イ
 エレミア最も太だしかりき。そのヨシアを悼める哀歌は、男女の歌手皆今
 日に至るまで繰返し、そはイスラエルに於いて定例の如くになれり。視よ
 そは録して哀歌¹²⁾の中にあり。二六さてヨシアのその殘餘の事、主の律法に
 命ぜられし所に循いたるその仁徳、二七またその所行の一部始終は、ユダと
 イスラエルとの列王の書に録されたり。

11) 亞一二・一
 一。—12) 預言
 者イエレミア
 がヨシア王の
 死を悼んだこ
 の哀歌は、今
 は失せている
 残つてゐるの
 はたゞイエル
 サレムの滅亡
 を悼むものだ
 け。

第三十六章

ヨアカズ、ヨアキム、ヨアキン、及びセデキアの治世—
バビロンの捕囚終にキルスに釋かる。

一 是に於いて國の民、ヨシアの子ヨアカズ¹⁾を取り、立てて王となし、
 二 イエルサレムにてその父に代らしめたり。²⁾ 三 ヨアカズは統治を始めし時
 二十三歳なりしが、イエルサレムにありて三箇月の間治めたり。³⁾ 然る
 三 にエジプトの王、イエルサレムに來るや彼を廢し、銀百タレント及び金
 四 一タレントを國に課せり。⁴⁾ しかして彼の兄弟エリアキムをその代りに
 五 ユダとイエルサレムとを治むる王となし、之が名をヨアキムと改め、ヨ
 六 アカズを捕えて己と共に、エジプトに引き行きぬ。⁵⁾ ヨアキムは統治を
 始めし時、二十五歳なりしが、イエルサレムにありて十一年の間治めた
 七 り。彼は主その天主の御前に惡を行えり。⁶⁾ カルデア人の王ナブゴドノ
 八 ソル、彼を攻めに上り來り、之を鎖もて縛め、バビロンに引き行き、

第三十六章

- 1) ヨアカズは弟王子であつた。
 エジプトを敵視する黨派の者がエジプトに好意をもつ兄王子ヨアキムよりも彼を王にしたいと思つたのらしい。
 2) 王下二三・三〇。

八七 七なお主の器具をも彼處に持ち行きてその神殿に置きたり。³⁾八さてヨアキムムの殘餘の事、その行いたる憎むべき事、及び彼の心こころにありし事などは、ユダとイスラエルとの列王の書ふみに録かきされたり。次いでその子ヨアキン、彼に代りて王となれり。九ヨアキンは統治を始めし時、八歳なりしが、イエルサレムルにありて三箇月と十日の間治めたり。彼は主の御眼前おんめまへに悪あくを爲せり。一〇一年回とせめぐるや、ナブコドノソル王人おうひとを遣つかして、之これをバビロンに引來り。且同時かつどうじに主の家いえのいと貴とうとき器具類るいを搬はこび去りぬ。しかしてその叔父おじセデキアアを立てて、ユダとイエルサレムとの王おうとなせり。⁴⁾二セデキアは統治を始めし時とき二十一歳さいなりしが、イエルサレムにありて十一年の間治めたり。三彼は主しゆその天主てんしゆの御眼前おんめまへに悪あくしき事ことをなし、しかも主しゆの御口みくちより出るままに彼かれに告つげし預言者よげんしやイエレミアアの面かほを畏おそれざりき。⁵⁾三彼かれまた、天主てんしゆによりて彼かれを誓ちかわしめたるナブコドノソル王おうに乖そむき離はなれ、⁵⁾頸うなじと心こころとを剛こわくして主しゆイスラエルの天主てんしゆの御許みもとに歸かえらざりき。^{一四}更さらに司祭しさいの長等かしらたちも民たみも皆みな、

3) 多分その信仰しんやうしているメロダク、もしくはベル・メロダクという神かみに奉納ほうなしたのである。
 4) 王下二四・一五。耶三七・一。一五) 彼はアツシリア王おうに、天主てんしゆの御名みなによつて誓ちかわせられたにも拘からず、公然こうぜん叛逆はんぎやくした

一五 異邦人の諸々の憎むべき事に倣いて比類なき罪を犯し、主がイエルサレムに於いて御自らの爲に聖ならしめ給える家を瀆したり。一五よりて主その父祖の天主
 一六 是、その民とその住處とを惜しみ給いしによりてなり。一六 然るに彼等、天主の使者等を嘲弄し、その御言を輕蔑し、その預言者等を冷笑したれば、終に主の御忿怒その民に對して湧き上り、救う途なきに至りぬ。一七 即ち主、カルデア人の王を來らしめて彼等を攻めしめ給いしかば、彼その聖所の家に於いて、若き者を劍にかけて殺し、青年をも、處女をも、老人をも、老衰せる者をも憐まざりき。主あらゆる者を彼の手に付し給えり。一八 彼また主の家の大小諸種の器具聖殿ならびに王や諸侯の財寶をも、取りてバビロンに移せり。一九 しかして敵の者共は天主の家を放ち、イエルサレムの石垣を崩し、塔を悉く焼き、あらゆる貴き物を毀てり。二〇 劍を免れたる者は、バビロンに引き行かれて、王とその子等とに仕え、かくてペルシヤ王が天下に号令し、三 イエレミアの口

6) 王下
 二五・
 一四、
 一五。
 7) バビ
 ロンの
 俘囚は
 西紀前
 六〇六
 年から
 五三六
 年まで
 續いた
 8) キル
 ス。

より出でし主の御言が成就し、國がその安息を得たる時にまで及び
 里。即ちその國、荒廢の日の間安息して、七十年満了るに至りしな
 り。三されどペルシヤ人の王キルスの第一年に當り、イエレミア
 の口より告げられし、主の御言を成就せん爲に、主、キルスの心を
 動かし給いたれば、彼、命じてその全國に布令しめ、また文書によ
 りても云いけるは、¹⁰⁾ 三三「ペルシヤ人の王キルスはかく云う、¹¹⁾ 天つ
 神たる主、我に地の諸國を賜い、且我に命じて、そのために、ユダ
 にあるイエルサレムに家を建てしめ給う。汝等の中、そのすべての
 民に加われる者は誰ぞや。主その天主、之と共に在せ、その者は
 上り行くべし。」と。¹¹⁾

のキルスは西紀前五
 五八年から五二九年
 まで、メド・ペルシ
 ヤ王國を治めた。
 10) 喇一・一。六・三。
 耶二五・一二。二九
 ・一〇。一11) ユデア
 人たちのイエルサレ
 ム帰還は、およそ西
 紀前五三五年に開始
 された。